

平成 27 年 9 月 17 日（木曜日）

平成 26 年度決算審査特別委員会会議録

（第 5 日目）

平成27年9月17日（木曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男 君

出席委員（15名）

委員長	後 藤 清 喜 君	
副委員長	佐 藤 宣 明 君	
委員	後 藤 伸太郎 君	佐 藤 正 明 君
	及 川 幸 子 君	小野寺 久 幸 君
	村 岡 賢 一 君	今 野 雄 紀 君
	高 橋 兼 次 君	阿 部 建 君
	山 内 昇 一 君	菅 原 辰 雄 君
	西 條 栄 福 君	三 浦 清 人 君
	山 内 孝 樹 君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町 長	佐 藤 仁 君
副 町 長	最 知 明 広 君
会 計 管 理 者	芳 賀 俊 幸 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀 浦 現 利 君
管 財 課 長	仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君

保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	佐 久 間 三 津 也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 港 ・ 漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	阿 部 明 広 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 原 田 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	及 川 庄 弥 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐 々 木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 勝 美 君
総 務 課 主 幹 建 財 政 係 長	佐 々 木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 修 一 君
生 涯 学 習 課 長	菅 原 義 明 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	三 浦 清 隆 君
-------	-----------

農業委員会部局

事 務 局 長	佐 久 間 三 津 也 君
---------	---------------

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 孝 志
---------	---------

主幹兼
兼議事
總務
調査
係長
係長

佐藤辰重

午前9時59分 開会

○委員長（後藤清喜君） おはようございます。

決算審査も、あとあすと2日となりました。委員の皆様には慎重なるご審議をお願いいたしまして、よろしく願いいたします。

危機管理課長より、地震情報に関する発言の申し出がありますので許可いたします。危機管理課長。

○委員長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） おはようございます。

それでは、気象庁から遠隔地地震情報が発表されておりますのでお知らせいたします。

本日、午前7時54分ごろ、南米西部チリ中部沖を震源地とする推定マグニチュード8.3の地震がありました。太平洋の広域に津波発生の可能性があり、日本への津波の有無について現在調査中であるということでございます。以上です。

○委員長（後藤清喜君） ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年度決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

9月15日に引き続き、認定第1号平成26年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

歳出に対する審査が途中でありますので、引き続き審査を行います。

審査は、款ごとに区切って行います。

また、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

6款商工費、119ページから128ページまでの審査を行います。

担当課長による細部説明が終了しておりますので、これより質疑に入ります。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 おはようございます。

125ページの震災等緊急雇用対応事業とありまして、当初予算が14億6,500万円、それで補正が1億9,000万円、不用額が390万円。前後約2億円の補正というか不用になっているんですけども、その辺の事情と今後の緊急雇用対応事業の見通しをお伺いします。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） おはようございます。

それでは、6款商工費に対しますご質問にお答えさせていただきます。

125ページの震災等緊急雇用対応事業の中での当初予算に対します補正減額約2億円ということでの内容のご質問でございますが、この事業につきましては震災で発生いたしました需用に対して、地元の失業者の方々が従事できる事業でございまして、当初見込んでおった14億円で、なるべく多くの方々に雇用の機会を提供したいということで、事業をなるべくマックスで予算を計上させていただきました。

しかし、その後26年度事業枠の制度が明確になった段階で、やはり幾分前年度よりは枠の考え方が厳しくなっております。そういったことで絞られた部分と、それから見込んでいたほど働く方々が多くなかったというようなことで、年度途中で現状に合わせて補正減したものでございます。

それで、今後の見通しでございますが、平成27年度におきましては、ご案内のとおり27年度当初予算の段階で大変相当、ほぼほぼ現状に合わせて予算を減額しておりますので、それは復興とともに新たに正規の職についていただくための政策ということで誘導してまいります。

○委員長（後藤清喜君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 震災関係なので少し減ってきていることと、需要というか必要がなかったのと、人が思ったほど来なかったということで減ったと。やっぱり震災に関する緊急に今ぜひやってほしい、あるいはやらなくてはいけないという事業があるかとは思いますが、その辺、今後の見通しをもう一回お願いします。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 震災に伴って、やはり全くゼロにはできないような特殊な需要事業があるんじゃないかということでございますが、その辺は具体的に申しますと、例えば仮設住宅にまだお住まいの方々の見守り的な事業とかございますので、そういった特別震災に直結するような事業に関しましては国のほうでも現在のところまだ継続して認めていただけるような様子にありますので、その辺は事業として有効に活用させていただこうというふうに考えております。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございせんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 おはようございます。2点ほどお伺いします。

122ページの3目労働対策費の中で19節負担金補助及び交付金、新規高卒者雇用促進奨励金180万円ありますけれども、高卒の方を使った事業者には、これは奨励金を出すものと解します

けれども、その1事業者に対してどのぐらいの奨励金を出して、その実績がどうなのか。その辺をお伺いします。

それから、もう1点ですけれども、次ページ、124ページの6目消費者行政推進費の中から8節報償費の中で消費生活等相談員謝金、これは978万円ほど出ていますけれども、法テラスという説明ですけれども、この実績もお伺いいたします。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） まずもって、122ページの新規高卒者雇用促進奨励金180万円の実績についてのお尋ねでございますが、お一人雇用に対して30万円の奨励金が支給されますが、6名分で180万円となっております。事業所数では5事業所でございます、1事業所だけお二人雇用されたところがございまして、トータルでこの金額ということでございます。

続きまして、124ページの消費者行政推進費の報償費978万円という金額が出ておりますが、このうち法テラスのほうの補助金が主でございます、法テラスの実績について申し上げます。少々お待ちください。平成26年度の法テラスのほうでの相談員の配置でございますが、相談員さんは土地家屋調査士とか行政書士、司法書士などさまざまな資格をお持ちの方々をお願いいたしまして、年間トータルで実施回数286回実施いたしまして、相談件数211件となっております。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点目の新規高卒者雇用促進奨励金についてはわかりました。5事業ということで、6名の新卒者が町内に仕事として入ったということですね。それで、毎年どのぐらいの高卒者の人が震災後推移しているのか、その辺。

それから、法テラスへの報償金ですけれども、その上に報奨金、消費生活相談員報酬とありますけれども、これとはかぶらないんですよね。報奨金ですからね。これは純然たる法テラス。そうすると、ここの法テラスはこの報償費をいただきながら運営していると。独立ではなくて、町からの報償費をいただきながらやっているということなんですか。法テラスの中で相談員さん、先ほど人数は聞き漏らしたんですけれども、常駐している方は何人いらっしゃって、26年度は211件を扱ったということなんですけれども、もう一度お願いいたします。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） まず、1点目の高卒者の助成、雇用促進の資料でございますが、付表の93ページに雇用奨励金制度として適用されてきた人数が掲載されてございます。

(2) 番で一覧となっておりますが、申請事業所数とそれから新規学卒者の推移がそれぞれ出ておりますが、平成22年度が一番多いような状況で、それから震災後は少なくなっております。これは同様の制度が県のほうにもございまして、町に申請するか県に申請するかというところが任意に、その事業者のほうのご判断になってございまして、それで県のほうでの数値というところが、なかなか県でも地域ごとに把握して教えていただけない事情がありまして、ちょっと把握しかねております。ただ、高校全体として調べている傾向としますと、地元高校から地元への就職という希望が震災後やはり多くなっているという現状がございます。ことしの大体の概数ですけれども、県内就職50名ぐらいの希望のうちの半分が南三陸町ないしは気仙沼・本吉圏域あたりのところを希望されているという傾向が見られてございます。一応、奨励金につきましてはそういった状況でございます。

それからあと、消費者行政推進費の中の報酬と報償費、これは同じ人がかぶっていないかという部分につきましては、かぶっておりませんで、別でございます。報酬は、町が雇用する消費者相談員の報酬でございます。それで、報償費として出ている方々は、先ほどライセンスをお持ちの方と言いましたが、それは日がわりになっておりまして、常駐という意味では……、お一人ずつその相談員さんが、それぞれの資格をお持ちの方が入れかわり立ちかわりして、延べ日数で286日勤務されているという状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 この付表から見ると、震災……、22、23年にはかなりの高卒者が16人、13人。去年はゼロでことしは6人ということなんですけれども、当町にとっては課長の答弁のように大変高卒者が町内で仕事従事してくれるということは喜ばしい限りなんです。ですから、この辺事業者のPRもしながら、もっともこの町で残って働いていけるような施策を考えて努力していただきたいと思います。

それから、2点目の法テラスの関係ですけれども、週2回ということでは211件、900万円を要するにそれにつき込んでいるということなんですけれども、これも週2回こういう常駐の人たちがいますよということが、町民全般知れ渡っているか。広報等では言っているみたいですが、この900万円をかけてこういう事業をしているので、もっとPRして利用していただきたい。わからない人も、特にひとり暮らしとか高齢者暮らしの人たちはわからない人たちもいると思います。まして登記だとか、そういう今被災農地の関係で大分苦心している人たちもいると思いますので、その辺のPR方をして、もっと利用させていただく方向をとっていただきたいと思います。以上、終わります。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。阿部 建委員。

○阿部 建委員 122ページの企業立地奨励金、これは関連も含めて伺いをしますが、26年度には企業が11社起業したと。それに対して立地奨励金八百六十何万円の補助というかを差し上げていますけれども、それらのその後の内容について。11社ですね。25年が8社、いまだかつてない、18年度からずうっと少なかったんですけれども、26年度には11社。これは新たに起業している方でしょうからね。その後のその内容について、どういうふうに把握しているのか。この26年に補助した11社が、現在11社が都合よくというか、事業ですからうまくいくばかりじゃない、計算どおりにはうまくいきませんので、それらを町としては把握しているのかどうか。その11社の皆さんが現在どういう内容になっているのか。私は一、二件見て言っているのです、間違いのない答弁をお願いします。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 平成26年度の企業立地奨励金適用の会社が11社ございまして、860万円ほどの奨励金をお出しさせていただいたということで、それぞれの事業者の方々がその後の事業の展開上、順調にしているのかどうかということでのお尋ねでございますが、今手元に個別企業さんのリストがございまして、概括的な把握の仕方でございますが、それぞれやはり震災からの新たな復興事業として諸事業に取り組まれている方々でございまして、それぞれ復興事業上の需要も多く、恐らくそのお客様方にとっても今現在非常に必要とされているご商売の方々とお見受けしますので、状況的には非常に今頑張って順調に立ち上がってきているんだろうというふうに理解してございます。

○委員長（後藤清喜君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 順調だろうと思っておりますという答弁ですけれども、順調でないようなものもあるようなんですよ。この奨励金を申請するときのそれなりの会社、経営の計画を立てて、その内容によって町では査定をして差し上げるんですから。それが、その計画どおりにこの11社が進んでいるのかいないのか。そういうことを把握しているのかしていないのか。「だろう」ではだめなんです。やっぱり決算というふうなことで、それらを間違いなく。「だろう」ということでは、それならばこれは補助しっ放しだ。補助だけもらうために申請したのかもしれない。私はそういうふうに思いますよ。1回も、26年度でも27年度でも、現在までその計画書を出しているんだ。あなたの課でね。そして、いいことだからということで1社何ぼ、幾らですか。それはその内容によっても違うんだろうけれども、その辺のこまいことはわかりませんが、何にせよ11社に書類を出している。やはりそれらは、「だろう」という

ことじゃなくて、やはりその後のその事業内容、計画どおりにいっているのかどうか。それらもやっぱり検証といいますか、そういう必要があると思いませんか。この2年間に、それらの内容について全然、一回も回ってみるとかそういうことはないんですか。その必要はないんでしょうかね。私は必要があるんじゃないかと思いますがね。あの統計では、100社が会社を起こして、残るものは10%ないと言っているんですから、統計では、100社起業して、残るのは10社あるかないかという、そういうデータが出ているんですよ。その中でいかなものかなど。皆さん都合よく進んでいけばいいんですけれども、それらはそういう「だろう」というような、そんなことじゃなくて、やはり今は恐らく出しっ放しなんでしょう。そういうことじゃなくて、やはり都合よく……、大変な時期ですので。この書類というのは何のために出しているんですか。根拠は。何のために出すのか。この11社が起業したことによって、何名雇用が多くなったんですか。雇用を促進するために、雇用の促進、それらを期待して町のほうでは支援しているわけですから。もしそれが、今「だろう」じゃなくて、今後はよくそういう内容について、皆さん一生懸命やっているのしょうから、調べて、補助を出すプラス補助効果があるのかないのかもわけがわからないのでは、それではちょっと無責任な補助になると思いますよ。もう一回答弁を求めます。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 表現として、「だろう」という表現だった部分に少し不適切があったというご指摘を頂戴いたしましたが、追跡というまでは行っておりませんが、明らかにもうそれぞれの事業者のところは、いつも車がいっぱいであったりして大変にぎわっている状況を拝見はしております。産業を支える担当課としては、間接的、直接的に見守りながら、事業が推進できるように応援してまいりたいと思っております。

なお、この事業の性質でございますが、企業立地奨励金は新規に新設ないしは増設をされた事業者に対して、土地の取得1,000万円を超える企業に固定資産税を一旦支払っていただきまして、それに見合う金額をご支援させていただくという事業でございますので、それぞれ事業を震災後に立ち上げていただいて、それぞれの事業が順調に今動きながら、固定資産税を支払っていただいた部分について今回ご支援をさせていただいた金額860万円という内容でございます。

なお、雇用に対しても、新規雇用に対しても……何ですか。被災後に新たに事業所を建てたという方々に対するの支援ということでございます。

それで、雇用に関する助成制度も含まれてございますが、もともと雇用されていた方の継続

雇用というケースが多いものですから、26年度につきましてはその分はございません。

○委員長（後藤清喜君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 起業支援補助金1,395万円。これについて、もちろん企業立地とこの2点について私は質問しているんですからね。1,300万円、それを含めて。その説明がさっぱりなされていないんだからね。それもです。一千三百九十何万円あるんでしょう。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 起業、起こすほうの起業支援事業のほうを今度はご質問を頂戴しておりますので、そちらの方をお答えさせていただきますが、そちらは5社、平成26年度は新規に申請をいただいております。こちらは全く確かに議員おっしゃるとおり、こちらは新規に事業を起こされる方への支援金でございます、その規模によっても違いますが、平均しますと1件当たり279万円、280万円ぐらいの支援をした実績となっております。これらの事業者につきましては、やはり全く新規に挑戦される方々ですので、先ほど申し上げた組織よりは、企業さんよりは非常に厳しい状況からのスタートだと思いますので、これは町も一緒になって支援を支えてまいりたいと、企業を支えてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（後藤清喜君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 その1社279万円、平均で支援、補助しているわけですから、これらの現在まで計画書、それらを出して、起業支援金に何社申し込みがあって、全て申し込んだ方々に補助ができたのか。そして、補助をした方々に新たに何人程度の雇用者が創出したのか。それらについて何も、企画課長、ざくっとしたところで結構ですので、ざくっとそういうふうに説明をすればいいんですよ。6社ですか、5社。（「5社です」の声あり）その5社が、現在約2年たっているわけだ。まだ1年ぐらいですかね。その後、その前の年の、それらの支援企業が企業を起こしてせっかくやろうとして一生懸命頑張っている人たちが、それを計画どおりに事業が、企業が進んでいるのかなど。計画どおりに雇用が創出されているのかなど。それらの検証といいますか、追跡調査といいますか、そういうものをする必要があると思いますよ、いかがですか。それを全然、それもわかりませんか。そうだろうということは、わかりませんということですからね。だろう、というのは。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 雇用の人数でございますが、最低1人から多いところで4人ぐらいの雇用をされている事業者が新たに起業をされてございます。順調な事業の様子かと申

しますと、それぞれ拝見する限り順調に、日常的に営業されているという状況が見受けられます。単年度だけではやはりその安定性という部分の評価はできませんので、今後継続的にその新たな事業者の推移につきまして、感心を持って支援してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（後藤清喜君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 1人から4人ということですがけれども、1人でもいいんだ。1人でも、企業を起せばこの奨励金二百……（「雇えばですよ。1人以上雇えば」の声あり）だから1人でもいいということだ。1人から4人の方なんだ、この5社だか6社。その起こした会社が、会社が個人でもいいんでしょう。個人ではうまくないのか。法人でなければ。個人だけではうまくないのかね。そこら辺と、それから何回も聞くようですがけれども、これらが現在も、前のものも含めて、26年だけじゃなくてその前も含めて、最低でもこの震災後、それらを含めて順調に計画どおりに進んでいけばいいなと思いながら、思いを込めて今質問しているわけですがけれどもね。それらについては、それなりの補助効果が出て、町のためになっているんだというふうにならなければうまくない。その辺、答弁をお願いします。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 個人でもいいのかというご質問でございますが、要綱上、個人、団体または法人というような表現でございまして、とはいえ事業所でございまして1人以上の方を雇用する、経営者以外の方がそこで雇用されて働くという状態が必要になりますが、そのほかに地域の資源を活用した経済活動という表現になってございます。この分につきましては、柔軟性を持ちながら評価をしておりますが、いずれこの町に新しい企業家が少しでもふえるようなご支援をとということで進めてきた制度でございまして。これは震災前からの制度でございまして、それぞれ起業された方々につきましては、産業振興課といたしまして感心を持って継続的な支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 今、前者の質問、答弁を聞いておったのですが、最後の質問です。震災後、24年から26年までに17社が対象で補助金を交付しているんだと。その17社の方々といいますか法人・個人わかりませんが、今の段階で順調に進んでいるのかという質問なんです。これから支援していくとか、見守るとか、これは当然のことではありますが、質問の内容は多分そうだと思います。私も聞きたいのでね。それで、どういうふうな調査をしておるのか。

それから、122ページなんですけど、この補助金、負担金の中で、ふるさと食材見本市という

のがありますね。負担金。それはどういう内容のものなのか。

それから、その下に商工物産振興対策の補助金、これも内容。

それで、先般説明のときに、ちょっと私が聞き違えたかどうかわかりませんが、観光協会の事務委託として2,100万円出しているというふうなことをちょっと聞いたんですが、これはどういう内容なのか。

次、124ページのこれも補助金関係ですが、これも観光振興対策事業費の補助金と。これはどういうものなのか。

次に、128ページ、これは生涯現役の関係ですが、委託料でキャラクターで1,200万円と。たしかタコか何かだと思えるんですけども、多分そうではないかなと思えるんですが、この1,200万円の委託をして、その事業がどういう状況になっているのか。要するに売り上げとか、人件費とか、収支です。委託を受けてやられている。多分どこかの団体かと思えるんですが。それで、そういった決算とかというのはどういうふうになっておるのか。その決算書は我々には配付はしないのですか。ちょっと内容がよく見えないので、その辺のところです。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 過去、これは付表の91ページのほうに起業支援事業の実績がございまして、24年度以降1,400万円ぐらいずつ支援をしていることの、その後の状況把握ということですが、この補助金の性質上、入り口での審査、計画書の提出はございますが、その後につきましては毎年の実績報告という形には実はなっておりませんで、いずれ状況のヒアリングといいますか、外観的なところでの把握ということに努めているわけですが、随時定期的な把握の仕方というのは残念ながらできておりませんので、改めて状況の把握ということにはさらに精査を取り入れてまいりたいと思います。

それから、ふるさと食材見本市でございますが、決算書122ページの負担金補助金及び交付金の中の負担金55万6,000円でございます。これにつきましては、震災以前から町の特産品をもってレストランとかホテルとか、町外の企業さんにその食材を使っただけのような展示発表の場ということで、登米市さんと連携いたしまして、登米市さんでは主に農産物中心、南三陸町は海産物中心という形で、仙台を会場に見本市を実施してきているところでございます。その費用としての負担金でございます。

それから、物産振興対策費でございます。商工物産振興対策事業補助金770万円でございます。これは、これもまた震災以前から予算計上されてきているものでございますが、南三陸商工会の運営にかかわります事業運営補助として、例年同額の補助金を支出しているもので

ございます。人件費とか、あるいはその事業運営に係る物件費などに充てられているものでございます。

それから、事務委託。122ページの観光振興費13節委託料の中の観光協会に支払われた部分の委託料の内訳ということでございますが、観光協会に委託するための予算と申しますよりは、本来町が観光振興としてもろもろ行うべき業務を外部委託しながら、効率的に民間の力を活用しながら効果を上げていこうとする事業でございます。結果的に町の中で最もそれを担うにふさわしい組織という形の中で観光協会に委託されたものでございます。項目的には、委託料のこの項目の中の2番目の教育旅行誘致促進事業委託料470万円から下の4項目、これを含めて4項目です。次の交流促進事業と、その次の地域案内所窓口運営事業委託、それからその下の物産振興支援事業委託料、これら4つを合わせまして2,300万円の金額が結果的に観光協会のほうに委託されて、それぞれ事業が実施されたというものでございます。

それから、124ページの負担金補助金の欄でございますが、観光振興対策事業費補助金400万円でございますが、これは志津川湾夏祭りと歌津での夏祭り、それぞれの事業に対する補助金として合わせて400万円支出してございます。志津川250万円、歌津150万円の金額でございます。

それから、128ページの生涯現役事業ですか。キャラクター商品開発販売促進事業委託料1,200万円でございますが、ご案内のとおり、南三陸町において震災後、さまざまな交流人口をふやすための施策としまして、キャラクター商品やお菓子類など地元ゆえんのあるような、そういったお土産品などをつくる事業に取り組んでいただけた方々を雇用いたしまして、入谷のほうで工房を名乗って事業をされている方々の分でございます。入谷の何工房、(「イエス」の声あり) Yes 工房。タコだけじゃなくて、いろんなグッズ類をつくって、旧入谷中学校の特別教室跡地を使ってやっている事業でございます。

それで、販売実績とかというお話ですが、事業の報告は雇用された方の人件費に対する支払いがなされたことを確認する書類だけということでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

○委員長(後藤清喜君) 三浦清人委員。

○三浦清人委員 まず、起業支援であります。震災後、24年から3年間で15社、17社か。この支援をする、交付する、あるいは補助をするということになりますと、その補助要項あるいは支援要項に沿っているかどうかということ審査して補助を出すというようなことは当然のことではあります。私どもの立場とすれば、何の事業もそうではあります。負担金なり、

あるいは補助金なり、使用料なり、いろいろと町のお金を出した以上にはやはりその効果というものがどうなのかということを知りたいわけですよ。効果がないのであれば、来年度からこの予算は要らないんじゃないかという問題になってくるわけですから。やはりこれだけの効果がありますよと、これだけの投資をし、補助金をし、皆さんに喜んでもらってやる事業ですと。その結果がこうですよ、いい結果ですよということになれば来年度もということになるんですが、今の課長のお話ですと、その補助をする入り口の分野だけ見て、あとは内容はわからないと。それで、投資的効果といいますか、それがわからないで毎年この事業に補助金を出すということはいかがなものかなという感じがするんです。ですから、その補助を出した以上には実態はどうなのかということが、やはりわからないとまずいんじゃないかなということなんですけれども、その辺いかがお考えなのか。

それから、ふるさとの食材関係ですが、登米市と一緒にあって仙台で食材のPRというか、そういう事業なんですね。そうすると、その場所代とかなんとかということになるんですか。それは町が出すべきものなんですかね。やられる商店なり事業所が、やられるんじゃないですか。例えば、どこかの商店が、仙台じゃなくても東京だ。この南三陸の物産をPRするため、販売するために、銀座でもどこでもいいですよ、場所を借りてやりたいというときに補助金を出すんですか。それはやられる業者なりあるいは商店さんが出すことではないんですか。私はそう思いますよ。なぜ、ふるさと食材見本市という名前がつけば出したのかということです。それで、この名前をやれば、これからも補助金を出すんですね。どこでやろうと、どんな商店であろうと。それはできるかできないのか。できないとすれば、なぜできないのか、出せないのか。その辺の区分け、やはり納得いけるような説明をしていただきたい。

それから、商工物産補助金、では商工会さんの補助金なんですね、要は。何でこれは商工会の補助金と書かないんですか。何かね、いろんな名前を変え品を変えということで、行き先がさっぱり見えないんですね。それで、付表をよく見ているんですが、全然出てこない。これだけの金額が動いているのに、この付表の説明が全く薄っぺら。なぜ商工会への補助金という……。それで、人件費や運営費に充てているんだという内容はわかりましたが、なぜくどのような商工物産何とかかんとか補助金なんていうようなのを出すんですか。印刷費を余計かけていますよ。印刷費、字が少ないと安いんですから。わざと印刷費を高くするようなやり方をしていますね。印刷屋だけがもうかりますよ、これでは。そんなのに町のお金を出してはだめですよ。経費の節約をしなくちゃならないんです。

それから、観光業界に業務委託と。それで、4項目の事業に対して、私はさっき2,100万円と言いましたが、2,300万円出しているんですね。これは、町が行うべき事業なんだけれども業務を委託していると。それで、町が行う事業なんですか、これ。そのほかにないですかね。これだけですが、町が行う事業というのは。4項目。その町が行うべきなのか団体が行うべきものなのかという線引きというのは、どういうふうになっておるんですかね。課長の判断に委ねられておるのか。担当がいいと言えればいいのか。課長がだめでも町長がいいと言えればいいのか。はっきりとしていただきたい。

それから、キャラクターのお土産、私はオクトパスですか、あそこだとばかり思っていたのですが、Yes工房さんというんですか。この団体というのは、何かNPOとか社団法人とか。（「任意団体」の声あり）任意団体。それで、そこに人件費を支払った分というのが1,200万円ですね。そういう説明でしたけれども、何人になんですか。人件費は幾らですか、1人当たり。月給なのか、給料なのか。これも町がやらなければならない事業なんですか、委託料ですから。補助金じゃないんですね。あくまでも委託料になっているのでね。それで、この任意団体の収支はどうなっていますか。

それで、先ほども私は言いましたけれども、その決算書とか何とかというのは我々は見ることができないんですかね、決算書。ないの。それは出さなくてもいいことになっているわけですか。お金を出して中身がわからないというのは、とんでもない話でないのか。出しっ放し。（「人件費」の声あり）だから、人件費分だって、人件費だと何で確認をするんですか、人件費というのは。いや、だから……。あのね、あなたのポケットマネーを出すのならどんなものでもいいですよ。公のお金ですからね。はっきりしないとまずいですよ。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） まず、起業支援につきましては、入り口だけでなくずっと追跡しながらというようにお話もございました。産業を支える立場として、継続的な支援の気持ちとしては申し上げましたが、あくまでやはり制度で定められておりますものですので、その要綱に従った範囲の中で提出の書類はいただかなければならないのかなというふうに思っております。ただ、その上で、なお委員おっしゃるとおり、公の財源を使つての事業として、さらにこの継続的なところで見守り、有形無形の支援をできる限りしていきたいという思いでございます。

それから、見本市の関係でございます。この見本市は特定の業者さんのPRの場では基本的にはありませんで、大きな目的は当然南三陸町で生まれる食材というものを全面に出したP

Rということの場でございます。とは言いながら、現実その事業者が行くんだらうということにつきましては、そのとおりなものですから、そこにつきましては広く募集をかけて、事業者からの希望を取りまとめながら実施しているものでございます。

それから、商工会の補助金。実質的に商工会への支払いとなっていますので、その名称を変えられないのかというようなことでございますが、ここについては従前からの考え方もあってこのような表現できているものだと思いますが、予算の段階でこういう形でお諮りをさせていただいたものですので、今回同様の名称で決算をさせていただいたというふうにご理解をいただければありがたいです。

それから、観光協会へ委託している事業について、町が行うべき事業は果たしてこれだけなのかということについては、当然広く多様な行政需要というものは当然でございます。ただ、そういった中で、南三陸町が観光振興を柱にしながらさまざま一次産業、農林水産商工それぞれの産業を牽引するような形で交流人口をふやすところから産業を支えていきたいと思いますという政策の取り組みとして、ここに上げさせていただいた具体的な教育旅行や交流促進事業や物産振興、あるいは地域案内、こういったところを町がやるべき事業と位置づけまして、政策に取り込ませていただいております。これも予算の段階で議会にお諮りをさせていただき、ご理解を頂戴しての事業とさせていただいておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

緊急雇用事業の性格なんでございますが、事業そのものが失業されている方を公共の事業活動で、事業活動として雇用できる場を社会的につくっていただいて、直接行政が行う業務だけではなくて、民間の中で地域振興につながるような活動で雇用を新たにつくっていただくというようなところに業務委託をさせていただくと。じゃあ例えば民間企業が一般の収益事業の中で雇用できないのかというようなことになりますと、それは残念ながらできないものということになっておまして、震災後の復興につながる場所の私的でない公益的な活動として評価できるものに事業を適用させていただいております。それで、報告は、あくまで支払われた金額に対しての支出の実態が報告されればよいということでございます。人件費相当額は、1,200万円のうち1,200万円が人件費ということでございます。

○委員長（後藤清喜君） いいですか。ほかに。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時14分 開議

○委員長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長より、三浦清人委員に対し、答弁の訂正がありますので発言を許可します。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 大変申しわけございません。先ほどの答弁の中で誤りがありましたので、訂正させていただきます。

お尋ねの生涯現役事業、緊急雇用事業の中で1,200万円の事業が復興ダコの会に対する事業ではなかったのかというご質問に対して、Yes工房での事業ですとお答えをさせていただきましたが、これは復興ダコの会の事業でございました。復興ダコの会がYes工房という施設の中で事業を展開してございまして、そちらの事業と勘違いをしてお答えしてしまいました。訂正しておわびを申し上げます。

なお、事業費1,200万円に対する人件費の割合が1,200万円ということや活動の内容などについては、お答えしたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（後藤清喜君） よろしいですか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 おはようございます。私も何点か伺いたと思います。

まず、付表の97ページ、観光振興事業関連団体への負担金等ということで、昨年観光協会さんに755万円の負担金があったんですが、今年度はないみたいなんですけれども、その経緯について伺いたと思います。

あと、第2点目は付表の93ページ、緊急雇用事業についてなんですけれども、前者もいろいろ聞かれましたので、私はこの事業が震災4年半たってどれくらい、その規模その他について続くのかということをお聞きしたい。その見通し、はい。今後何年続くのかというそういう趣で、だんだん予算が減ってきているとか、そういった形での流れのようなものをお聞きしたいと思います。

あと、次は同じく付表の何ページになるのかあれなんですけれども、93ページかな。震災学習自然体験をあわせたプログラムということで、教育旅行等への取り組みが付表に載っていますけれども、その教育旅行の実績というんですか。何人ぐらいこのごろ来ているのか。あと、それとあわせて、外国人が町に何人ぐらい来ているのか。将来的にインバウンドを目指していくという再三の当局の答弁がありますので、その実績、大体でよろしいですので、おわかりでしたら伺いたしたいと思います。

あと、もう1点なんですけれども、付表の96ページかな。環境振興事業の中で地産地消のメ

ニュー開発ということで、南三陸味わい開発室というものが出ていますけれども、それに関連いたしまして、私は今議会の一般質問でもちよろっと聞いたんですけれども、うちのブランドといいますか名物の各種井について伺いたいと思います。

そこで、夏ですとキラキラウニ井ということで、今回冬に向けてキラキライクラ井、それをあれていると思うんですけれども、そこで私は地産地消という観点から、ウニ井の場合、これをつかんでいけばなんですけれども、地元産のウニがどれぐらい使われているのか。もしくは、イクラ井に関しても同じ形で、その部分をまず1回目にお聞きしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） まず、1点目の観光協会の平成25年度の補助金の中で、750万円の観光協会への補助金があったものが26年度はなくなっていますということでございますが、そのとおりでございます。一般的な運営費補助ということから、町が行う公益的な事業を委託という形で出しながら自立的な事業運営に切りかえていただくというような意図がございまして、そういったことから平成26年度は補助金をカットさせていただき、その分というわけではございませんが、町の政策的な考えといたしましては業務委託を受けていただいているということでございます。

それから、さらに金額的に委託事業がちょっとふえたように見えておりますが、平成25年度まであった緊急雇用事業も平成25年度で終了となっているものも多くございまして、そういった活動をさらに継続していただくという趣旨もその委託の中には含まれてございます。

それから、緊急雇用事業の継続性についてでございますが、一旦当初は平成26年度で緊急雇用事業は事業終了という見通しで進んできておりました。それで、町といたしましても、そろそろ水産加工事業者などが新たに雇用の場をせっかくつくっておりながら働く人が少ないというような現状もありましたので、正規の仕事についていただけるような促しということからも、平成27年度は緊急雇用事業を大幅に縮小させていただいてございます。そういったことではございましたが、国のほうではなお震災にかかわる部分だけ限定的に、残された事業について認めているような状況でございまして、これは恐らくここ数年、1年、2年、長くても3年という状況ではないかというふうに見てございます。

あと、それから自然体験事業。観光協会が行いました自然体験事業などの受け入れの状況についてお尋ねでございます。学びのプログラムという形で、ガイドをつけながら案内するような形で、これは自然といいますか、被災の状況も含めて南三陸の海や山の環境を案内しているプログラムで、1万3,000人の実績でございました。それから、その中でもとりわけ体験

だけに絞ったものと2,000人の実績でございます。いずれ南三陸の自然環境や、そういった被災されたというような状況なども含みに入れて、地域の資源として活用しながら受け入れを進めているところでございます。

続いて、外国人の受け入れの計画でございますが、ちょっとだけお待ちください。済みません、記憶で申し上げます。平成26年度中に11校の高校の先生方、校長先生方をお迎えしたのを皮切りに、順次、平成26年度中にも3回にわたって受けていますし、27年度は6団体の受け入れを計画あるいは既に実施している部分がございます、それらはいずれも今後学校単位で来ていただけるように、代表者の方々にまず来ていただくようなことで取り組んでおりますので、さらにそこから先の拡大が期待できるというような状況でございます。

味わい開発室に関連して、地域食材、特にウニとかイクラの地元素材の利用率というようなお話でございますが、もとよりキラキラ丼をスタートするときに、キラキラ丼をなるべくといますか、とにかく地元食材にこだわってということがキーワードでございます、そこから始まっておりますので、季節期間中できる限り地元のもので出しているというふうに認識しております。もし、季節的に例えば品、量的に切れた場合に、近隣にその調達に動くということが全くないかどうかまではちょっとわかっていないんですけれども、とにかく商売でされている皆さんの申し合わせとして、地元の食材でということになってございます。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 まず、委託の件なんですけれども、今年度はなしということで、その分が業務を委託しているということなんですけれども、そこで伺いたいのは、前者も伺ったんですけれども、私はここで確認させていただきたいのは、観光協会さんへの委託分というか、先ほど課長の説明ではたしか2,310万円という4項目だったんですけれども、この委託分に関してなんですが、商工費以外でも委託している部分があるのか。そして、もしあったら、その合計の分を伺いたいと思います。これと同じような形で、商工会さんへの委託分も、商工費の分があるか。そして、商工費以外でもある場合は、その総額をお聞かせいただきたいと思っております。

そこで、質問を早くするためには、その総額の中で、先ほど委託分は人件費がほとんどだと言ったんですが、その委託分の中に事務費というんですか、そういった部分が何割か見られるのか。総額、この委託分が人件費になっているのか、その分をお聞かせいただきたいと思っております。

あと、教育旅行に関してなんですけれども、震災学習自然体験ということで、現在どうなっ

ているのか。ブルーツーリズム、グリーンツーリズムへの現在までというか現在の取り組みがどのようになっているのか伺いたいと思います。

あと、教育旅行に関して、修学旅行が実際実績として何校ぐらいがこのごろ来ているのか。それを先ほど答弁なかったみたいなので伺いたいと思います。

あとは、地元の食材ということで、課長の答弁ですと地元のものを使っているということですが、実際その部分が、例えば魚屋さんに行っても地元のウニが買えないというか売っていないような状況があるので、その調達方法。例えば、私も漁業権があつて、開口に行つてジャマ張りしながら幾ばくかとってくるんですけども、私は出荷できないぐらいしかとれないんですけども、出荷するときと、あと自家消費というかそういう開口もあるものですから、そういったウニは果たしてこのウニ井に使われる可能性というかその部分。そうしないと、地元の漁師さん、私は漁師の端くれなんですけれども、その分でいかないと地産地消のウニ井にはならないんじゃないかというか、そういう思いもあるもので。例えば、圏域を広げて、石巻とか岩手の分のウニも使って、果たして地元のウニ井になるのか。そのところを、繰り返しますけれども、地元で地元のウニが売っていないのに、その調達方法を一応確認させていただきます。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 申し上げておりました観光振興費の中の委託料の予算以外で観光協会に出している予算はないのかということでございましたが、観光協会に関連するのはこの商工費の中の観光振興費4目と、5目の観光施設管理費の2つしかないと思っております。それで、そのほかに特殊に平成25年度にあった緊急雇用事業で観光協会の中で事業をされていた部分が、申し上げましたように平成25年度で終了になっているものがありますので、26年度はその分はないものと理解して……。ちょっと詳細、緊急雇用の部分は、場合によると幾分残っている可能性はあるんですが、申しわけありませんが、今克明な把握はできておりません。いずれ予算的にはそういった構造になっているということです。もしあるとすれば、この委託料以外にあるとすれば、緊急雇用の中の業務だというふうに理解します。

ちなみに、この委託料の中で人件費がどうなのかということでございますが、こちらから何人雇用してくれという形の委託ではございません。これは業務の委託になりますので。ただ、その中で観光協会のほうで従事している人数の確認はしておりましたので申し上げますと、教育旅行の委託料部分で1名、交流促進事業で1名、地域窓口案内で2名、物産振興で1名、これらがこの業務の中で事業費も出ているでしょうし、人件費も恐らくその中から支払われ

ているという状況で雇用されている状況であります。ご案内のとおり、観光協会はかなり地域外からの若者たちの雇用の場ということにもなっておりますので、そういった部分での定住化や交流人口確保という部分での大きな効果の一つにもなっているというふうにご理解をいただければと思います。

それから、先ほどグリーンツーリズム、ブルーツーリズム体験関係の実績とあわせてお尋ねでしたので、今の現状として申し上げますと、ブルーツーリズムは海の体験、グリーンツーリズムは農家や山の体験ということで、それぞれ民泊家庭中心の宿泊ということの事業でございますが、被災後かなり民泊件数も少なくなっておりますので、簡易民宿をとっておられる家庭や一般家庭でまだ受け入れ可能なところにご協力をいただきつつ、あとは宿泊施設、ホテルや民宿などを活用しながら受け入れているという状況です。状況として捉えれば、震災前と大きく変わったのは民泊の受け入れ家庭が大分少なくなってしまったという状況なもので、そこを何とか回復しようということで協会もあわせて努力というか、一生懸命これからやっつけていこうとしている部分であります。

それから、修学旅行の実績というお尋ねでしたが、学校活動として見ますと、修学旅行といううたい文句で来る場合と、あと校外学習という形で来る場合とがあるんですが、受け入れ側としますと、いずれも地域の自然体験とか民泊体験とかということを取り入れてやっているものですから、どちらもほぼほぼ同じなのでございますが、学校数として見ますと、学びのプログラムで400校に上ります。先ほど申し上げた1万3,000人の学びのプログラムは、402校でございました。

魚屋さんになくなった季節のウニ井とかイクラ井ということだと思んですが、（「シーズン」の声あり）シーズン。ウニがとれる季節にウニ井を出していますよね。それで、その季節の端々でもしかするとない季節があるんじゃないかというご質問でよろしいでしょうか。

（「そうじゃなくて」の声あり）そうではなくて。このシーズン中はまずもって地元のものがある間は……

- 委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。ウニの開口で漁師さんがとるんだけど、開口がないとき、それから常時、課長が言っているのは地元食材を使うと言うけれども、多分になんだよ、ウニ全てが地元産でなくて県外からも来ている……、それを把握しているかということ。
- 産業振興課長（高橋一清君） 漁師さんから直接買うばかりではなくて、仲買人さんから仕入れてという中で、安定的な供給が保たれているものと理解しておりますが。違いますか……。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 では、委託の件なんですけれども、私がお聞きしたかったのは、じゃあいずれ観光協会さんと商工会さんには、商工費以外、例えば復興費等での委託の部分はないということを確認させていただいてよろしいですか。例えばもっとありそうな気もするんですけれども。

そこで、課長の答弁があった、先ほど2,310万円のうちの雇用人数が1人、1人、2人。4人で2,310万円の人件費。そのほか事業費等があるんですけれども、私がお聞きしたかったのは、その2,310万円のうちの委託先での人件費じゃなくて事務費というんですか、その部分はどのぐらいになっているのか。要は、わかりやすく言うと、750万円がゼロ円になって、表現がちょっと適切かどうかわからないんですけれども、その委託先に対する利益というんですか、もうけというか、そういったもうけではないんですが、そのもうけに相当する事務費の分がどういったことになっているのか伺いたいと思います。

では、あと第2点目は、ブルーツーリズム、グリーンツーリズムということで、何か余り民泊が少なくなってということで課長の答弁もちょっと弱々しかったんですけれども、それで将来的に再三言われているインバウンドへの売りというものをどのように検討しているか、課長もしくは町長でもよろしいんですけれども伺いたいと思います。

あと、ウニの関係なんですけれども、これは私は一般質問でも少し余計なことを申したんですが、例えば地元でとったものをそのままのせるにはどうすればいいかという、どうすればいいかというわけじゃないんですけれども、例えばのあれなんですけれども、四国で葉っぱビジネスがあったように、高齢の方を巻き込んでまちおこしというんですか、それがウニだと可能なような気がしたものですから。例えば、60歳以上の漁師さんを何らかの形で雇用、幾らとって幾らじゃなくて、1日出て幾らという感じの雇用方式にして、そのとったウニを、毎日とればいいんですけれども、例えば今度立派になる市場さんあたりで生かしておくというか、そういったことをすることがもし可能だったらそういうふうにしておいて、今度はここからがみそなんですけれども、それをむくのを今度できる商店街、ああいったところに……。実は先日というかこの前庄内町に行ったときに、クラッセという物産館みたいなものがありまして、その中に、いろんな補助事業でやったということなんですけれども、例えば私たちが見てきたのは、お菓子をつくる機材が一式部屋ごとにあって、包装から何か全部許可をとっているらしいんですけれども、そこを使う人は時間当たり幾らで使うというそういうシステムみたいでした。そうすると、例えば自分で焼いたお菓子を袋に詰めて売

れるという、保健所の許可等もとれるんでしょうけれども、それを海版というか海産物版に応用できないものかと思ひまして。例えば、60歳以上とは限らないんですけれども、そういった物産館というか商店街にできるどこかのスペースでそういった事業がなされれば、そこでウニをむいて、そしてそれをウニ丼に提供するというそういう方法ですと、実際今の段階ですと、ウニ丼が幾らはやってお客さんが来て食べてもらっても、地元の人々の利益というか還元ですか、なることはなっているんでしょうけれども、そうすることによっていろいろな循環というか、それは私が思いつきで言う分には簡単なんだろうけれども、実際課長等が実務をしているいろんな縛りとか障害はあるんでしょうけれども、こういった案も地産地消を目指していく上で有効な方法じゃないかと思ひますので、そういったところの検討等もできるのかどうか伺いたしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 委託料の中の事務費相当額についてというご質問でございましたが、この中での事務費という部分で分けしたものは、残念ですが持ち合わせてございません。

それから、インバウンドのほうでございますが、こういった魅力をもとに誘客を図ろうかというようなことでございますが、現在学校から代表でおいでになった方々とさまざまな体験活動を想定しながら、情報といいますかヒアリングしたりしているんですけれども、一つはもちろん南三陸町が震災でご縁をいただいた復興支援に対する感謝の町、こういったところはしっかり伝えていきたいと思っておりますが、観光性といいますかそういった部分におきましては、やはり海の体験という部分には非常に興味を持っていただいております。例えば、ワカメしゃぶしゃぶ、地元の方々にすると普通のワカメなんですけど、これが非常に学校の先生方にも人気がありまして、試食用で足りなくて体験をさせるために用意したもので食べていただくというぐらいの人气があったんですけれども、やはりこちら日本で見る旅行商品というよりも、やっぱり現地に来ていただく方々にさまざま感じていただくこと一つ一つを商品化していくという取り組みは大事なんだろうと思っております。今例の一つとりましたが、それ以外にもこの町でのさまざまな民泊体験なんかも非常に人気がありそうでございます。

それから、地元でとれたものの生かし方ということで、とって、業者さんがむいて、ただ提供するだけではなくて、そのむく行為をいわゆる商品化していくというアイデアだと思ひますけれども、これも今申し上げたような例えばワカメしゃぶしゃぶがそういう人气があるよ

うであれば、そういった自分が食べるものを、地元からとれたものをなるべく近いところからつくる体験みたいなことも可能性はあると思いますので、一案として研究させていただければと思っております。そんなところで、とりあえずよろしいでしょうか。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 課長の答弁をいただきまして、それで委託に関してはある程度わかりました。

そこで、緊急雇用に関してなんですけれども、それは今後の見通しということであれなんですけど、私は以前も申したように、緊急雇用、緊急の場面なんだろうけれども、なるべく将来というんですか、この復興緊急雇用事業が終わった後も何らかの形で雇用につながるというか。例えばなんですけれども、私は以前も例え話をしたんですが、刺身を買って配るような雇用対策じゃなくて、船までは買えないと思うので釣りざおを買って、例えばそれによって夜釣りでハモを釣って、そして刺身がわりに食べていくというか、そういう雇用形態。簡単に申しますと自立できるような、そういった雇用形態、雇用事業。そういったものも目指していただきたいということをお願いというか申し上げて、雇用のほうの質問とさせていただきます。

あと、もう1点、ウニに関しては、検討していただけるということなので、何らかの形で検討していただきたいと思います。

最後、インバウンドについてなんですけれども、ワカメしゃぶしゃぶの例をとりましたけれども、私はここであれなんですけれども、けさの新聞でも日本を訪れた外国人旅行者が9月1日で昨年の実績1,341万人を上回ったということで、今年度中は1,900万人に達するという見通しもあるということで、これは中国以外でも、韓国、イタリア、スペインでもふえてきているということです。通常ですと、爆買いの例があるように、そういった思いなんですけど。

そこで、インバウンドに向けて課長の答弁があったんですけれども、私はちょっとこれからは、ブルーツーリズム、グリーンツーリズムに関して、ちょっと暗いお話というか質問をさせていただきます。

実は、二、三日前に本屋に行きましたら、私は用事に行くたびに本屋に行くんですけど、そこで1冊の雑誌を見つけたんですけれども、ダークツーリズム・ジャパンという、そういう本です。そこで、創刊なんですけれども、ダークツーリズムとかなんかということで、以前も、たしかこの町にダークツーリズムを提唱している学者の方が多分来ていると思うんですけど、当局の誰とも接触がなかったのかどうかわかりませんが。そこで、簡単に説明というか、今後ブルーツーリズム、グリーンツーリズムに次いで、何らかの形でこのダーク

ツーリズムというあれを少しでも取り入れていただければインバウンドへの効果というかが出ると思うのですが。

ちなみに、ダークツーリズムとは、明治から大正、昭和、平成へと移りゆく近代化の歴史の中で、日本は敗戦、自然災害、公害、差別、交通災害などあらゆる悲しみを体験してきたと。町の古い建物、路傍の慰霊碑、歴史に埋もれた悲しい記憶、今まではガイドブックの教えるまま表通りしか歩かなかった観光への道ということで、哲学的に知らなかった別の道を歩くということであれなんですけれども、そこで地域の悲しみの記憶は隠すべき対象ではなく、潜在的に新しい価値を有しているという、そういうことです。ちなみに、ダークツーリズムの歴史としましては、1990年代からイギリスで提唱され、これまで観光資源として認識されてこなかった戦争、自然災害などさまざまな悲劇の場の人々が訪れる現象を総称してダークツーリズムと名づけておるそうです。日本においては、自然災害が多発している跡が観光対象になり得るということです。ただし、ダークツーリズムの聖地といたしましてアウシュビッツ、ここ10年で入場者が2倍以上、（「議事進行」の声あり）それで博物館は長蛇の列ということ。ニューヨークの……

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員、ちょっとまとめて簡潔に行ってください。

○今野雄紀委員 わかりました。間もなく、あと二、三分でまとめさせていただきます。

そこで、ニューヨークのグラウンドゼロでは大量の観光客、厳正な祈りの妨げになるということも起きています。そこで、ダークツーリズムが物見遊山と区別できない日本においては、悲劇の場への来訪を不謹慎とみなす風潮もあるということ。それが足かせになるようですけれども、そこでやはり今後のまちおこしを考えていく場合に、こういった暗い話といますか悲しみの記憶の断絶がさらに大きな悲しみを生む可能性がある以上、その記憶を確かなものにするには非常に重要な意味を持つということ。そして、その記憶の継承こそがダークツーリズムの本質的役割ということで、ちょっと長くなってしまいましたが、こういったツーリズムも近年起きているみたいなので、災害を売りにするというわけではないんですが、そういう動きも出ていますので、今後ブルーツーリズム、グリーンツーリズムにあわせて検討していただけるかどうか確認させていただいて、質問とさせていただきます。

○委員長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 緊急雇用についてのお話については、できるだけ本来働くべき仕事の中で安心して暮らせるような雇用のあり方ということ。町としては進めてまいりたいと思います。

ツーリズムについてのご提案、いろんなツーリズムがございますので、一案として受けとめさせていただきます。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、6款商工費の質疑を終わります。

次に、7款土木費127ページから136ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、7款土木費127ページ、128ページをごらんになっていただきたいと思います。

下段に支出総額4億2,600万円ほどが計上されてございます。対前年度比22.3%の増でございます。主な要因でございますけれども、道路維持費、下水道費が増加になってございます。詳細については各目でご説明させていただきたいと思います。

1項土木費1目土木総務費でございますけれども、主に人件費が支出されてございます。

次ページ、129、130ページ。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費でございます。これにつきましても、主に職員の人件費を計上してございます。

131ページ、132ページをお開き願いたいと思います。

2目道路維持費でございます。支出総額8,310万円ほどの支出でございます。対前年度比28.2%の増となっております。これにつきましては、15節工事請負費が対前年比64%の増というのが主な要因でございます。11節需用費、消耗品に450万円ほどの支出をしてございます。主な内容でございますが、融雪剤の購入費、本年度は2,168袋、367万円ほどの支出になってございます。なお、不用費に190万円ほどございますが、例年融雪剤につきましては3,200袋ほど購入をしております。金額にいたしますと540万円ほどになります。その差額分が今回不用額として計上されてございます。融雪剤につきましては、ぎりぎりまで需用があるということで、予算については減額しないということでやっております。それから、13節委託料でございます。これにつきましても640万円ほどの不用額が発生しております。主な要因といたしましては、除雪作業費の委託料が減になったということでございまして、例年ですと約1,340万円ほどの支出でございます。本年は町全体で出動いたしましたのが1月30日、1日のみということでございまして、例年の約半分の出動回数ということになってございます。

3目道路新設改良費でございます。支出総額2,079万円ほどでございます。対前年比36%の

減となっておりますが、この要因につきましては13節の委託料を繰り越したことによって支出がなかったということで、これらを含めるとほぼ前年並みの支出ということでございます。13節委託料の繰越額2,230万円ほどとなっておりますが、これにつきましては寄木線ののり面保全工事に伴う復旧設計業務でございます。原因は用地買収予定地が筆界未定地だったということでございまして、その解決に年度内終了しなかったということでございまして、現在は終了してございます。

次に、3項河川費でございます。町が管理する河川、約55川ございますが、それらの維持管理に要した費用でございます。

○委員長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小田原満男君） 4項都市計画費でございます。支出済額2,780万円ほど、執行率95.3%でございます。

1目都市計画総務費、主に人件費でございますが、1節報酬というところで都市計画審議会、これは付表の102ページのほうに回数等載っておりますのでご確認をお願いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 3目公園費でございます。町が管理する都市公園、2カ所ございます。東山公園、上の山公園、これら2つの公園の維持管理経費を計上させていただいております。

それから、5項の下水道費でございます。繰出金でございます。前年対比といたしまして37%ほどの増ということでございます。

それから6項住宅費でございます。対前年比といたしまして102%の増ということでございます。町が管理している住宅につきましては、町営住宅136戸、それから災害公営が104戸、合わせて240戸でございます。これらの管理費でございます。増額になりました要因につきましては、災害公営住宅104戸の入居が始まったということ、それに加えて管理を宮城県住宅供給公社に委託をしたという部分が主な要因でございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

2目住宅環境整備費でございます。耐震診断事業の業務の委託料を計上してございます。当初は20戸分を計上いたしましたが、結果的に2戸の実施ということでございます。

それと、9月7日に阿部委員から質問をいただいた部分がございましたが、回答保留をしておりました。決算審査の中でということでございましたので、本日回答を申し上げたいと思

います。

質問の内容は、20年後の災害公営住宅の空き戸の見通し、見込みということでございました。なかなか空き戸に関してはいろんな要因がございますので一概にこれが要因だということとは言えませんが、一つの目安といたしまして自然減、いわゆる平均寿命から見込みを立てますと、20年後に738戸のうち269戸、約36%の空き戸が発生いたします。これ以外に社会的要因も加わりますので、必ずしもこれだけということではなくて当然プラスマイナスがあるだろうというふうに考えておりますが、大ざっぱに言えば、大きくくりで言いますと40%前後の空き戸が発生するんだろうというように考えてございます。

以上でございます。

○委員長（後藤清喜君） ここで暫時休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 1 時 5 8 分 休憩

午後 1 時 0 8 分 開議

○委員長（後藤清喜君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 136ページ、6項住宅費の中で一番上ですが、13節の委託料になるんですかね。町営住宅の管理代行委託料ということで1,000万円ほどが決算されております。先ほどの細部説明の中で、全体として前年比102%増ということですから倍ということなのかなと思うのですが、そういった中で、町営住宅を委託することで多少その経費として上乘せになった部分等もあると。それで、その上で町営住宅はやっぱり運営していかなければいけませんので、入居されている方から家賃をお預かりしてということになっていくと当然思うんですけれども、歳入のほうでも付表を見ますと細かい数字が出ておりますが、一方で滞納が発生していると。平成26年度だけで駐車場の料金を出すと大体127万円ぐらい滞納が発生していると。全体でいくと1,600万円を超える額になっているのかなというふうに思います。これが、この委託をすることでどの程度改善されていくという見込みなのか。もしくは、26年度、そこについてどういった取り組みがあって、新しいアイデアとか新しい取り組みがどの程度なされたのかということをご説明いただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 滞納の件でございますが、全体として261件の滞納が発生いたしました。月平均22件ほどの滞納でございます。その結果、最終的には121カ月分まで減ったとい

うことなので半減くらいはさせていただきました。それでも、全体とすれば6%前後の件数だけ、世帯数掛ける12ということだと2,000件といたしますかそういう形になるんですけれども、6%ぐらいの滞納が最終的にはどうしても残ってしまったということになります。

ここにつきましては、当然早目、早目に催告をして額が少ないうちに納めていただくというのが一番いいのかなと。それと、家賃を月々納めるというのをその家計での収支といたしますか、それにうまく組み込ませるように仕向けるといいますか、そういうことが必要なんだろうと思っております。それで、ここは諦めずに、現在滞納している人、それから月々ピンポイントで出る方もいらっしゃいますので、その方に丁寧に毎月督促状を送る、それから面会をするという作業を今しているところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 今までどおりの活動というか取り組みを続けていくということだと思うんですけれども、一方でこの町はそんなに大きな町ではありませんから、担当する職員の方と入居される方というのは関係性非常に近いところもあるでしょうし、だからこそ言いやすい部分と言えない部分ということもあると思います。また、町はまだ復興途上ですから、どうしても払えないんだということに対して余り強く言えない、もしくは町の現状を鑑みると多少猶予している部分ということもあるんだろうと思いますが、委託すると外部の人が入ってくるわけで、そこには何というか、我々というかこの町の中では思いつかないようなアイデアであるとか、また新しい取り組み、ほかのところではこういうふうにやっているんですよというようなことも取り入れられるのかなというふうなことを想像するんですけれども、そういうことがあるのかということをお伺いしたいなと。

既にかかなりの額になっていて、取り組みは続けているけれども、やっぱりこれ以上ふやさないということが大事だと思います。問題は、一方でなかなか払わない方というのは固定化していくという傾向も聞きますので、26年度に取り組んで、こういったことに気づいたので27年度はこういうふうな取り組みをしていますということがあれば、ぜひお知らせいただきたいということで、それで外に頼んでいるメリットというのもぜひ強調してお知らせいただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 建設課は建てるのは得意ですが、徴収するというのは不得意分野でございますので、なかなかこれといったものがあるかどうかはちょっとわからないんですが、基本的には滞納が発生した段階で督促をする、これが原則だと思います。

それと今、委員おっしゃるように、やはり特定の方が滞納する傾向にございますので、ここは個別の面談をしていくしかないんだということで、なかなか今プロパーの職員ですと担当1名でございますので、その1名で全てを賄い切れない部分もございますので、そこはやはりアウトソーシングする必要があるんだろうというふうに考えてございます。

それで、新しい取り組みと申しますか、これまで町では多分一回もやったことがないとは思いますが、税であれば差し押さえという一つの最終手段があるのかなと思うのですが、実は住宅の場合はそういうのがなくて、最後は退去していただくというのが最終手段でございます。それで、入居するときは意外と簡単と言えば語弊がありますが、比較的簡単に入居はできるのですが、いざ退去していただくということになりますと、なかなかそこは難しいという部分がございます。最終的には裁判をして退去していただくというのが最終手段ということで、県の公社については、日常的では申しませんがそれなりの数はこなしているようでございます。手続等も詳しいので、多分その辺も入居者の方にお話ししながら交渉に当たってというか説明をしているところでございます。なかなか強制的に退去させる部分を、町の職員が行ってなかなか言えない部分もございますので、そこはやはり外部の者が行ってざくばらんに、このままいくとこういふことになりますよということは話をしているようでございます。

○委員長（後藤清喜君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 今、お話の中で、あえてと申しますか、最終的にどうなるんだというようなお話までしていただいたので、加えてちょっと申し上げておいたほうがいいのかなと思うんですけども、そもそもその町営住宅にお入りになる方は、何というか当たり前というか、資本主義の原則にのっとって料金を払えないんだら出ていけというのであれば、町営住宅の存在そのものがそもそもじゃあ何で建てたんだと。何で安い料金で設定してそういう方々のことまでしっかり面倒見て、町にいてもらおうと、町としてそういう方々のお世話もしなければいけないということがそもそも出発点だろうと思っておりますので、そういった理念、当初の思いというのを忘れずにやっていかなければいけない。その中での今のお答えというのが妥当な線かなと思うんですけども、ただ一方で、外からアウトソーシングした部分からアイデアもいただけているということのようでもありますので、一方的にこちらから四角四面に切って払えないなら出ていけということではなくて、お互いに面談しながら、交渉しながらということですので、その努力も引き続き続けていっていただきたいなというふうに思います。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点だけお伺いします。134ページの2目の公園費13節委託料です。先ほどの説明では、東山と上の山公園の整備にということだったんですけれども、86万3,800円。それで、都市公園等管理委託料に58万円ほど使用していますけれども、東山は皆さんご存じのように桜の名所で、年に1回春になると1週間ほど桜がきれいに咲くわけですけれどもね。南三陸町は唯一、東山が桜の名所となっております。

そこで、ことしも咲いた桜の様子を見ますと、全部が全部咲いている様子ではなく、外からの見た目ですけれども、てんぐ巣病などにかかっている木もあるのかなと思われますけれども、その辺の管理などはいかがかされているかお伺いいたします。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 東山公園の桜につきましては、記憶が正しければ大正天皇が即位されたときに植えたというふうにはたしか聞いておりました。かなり時間が経過しているということで、木そのものが老朽化をしております。そういう中で、多分てんぐ巣病等もあるんですが、それだけではなくて、やはりかなり老化現象が激しいので、延命効果といいますか、延命治療がどこまできくかという状況だと思っています。普通ですと、植えかえをして新しい木に更新する時期じゃないのかなというふうには考えているところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 1年に1回しか咲かない桜をめめて、町民の人たちが心癒やされるときがあります。それで、ぜひその桜の東山公園が存続できるように、土地も高くなって道路も高くなって、桜の節には明かりがともって、本当に桜を昼夜めめでいたいという気持ちに町民がなっていると思います。それを絶やすことなく、樹木医などでも桜の点検などをしていただくような予算等、これにはそういう委託料の管理費なんかですけれども、そういうものもとつてあるのか。これからも、その辺の保守点検などもやっていくのか、その辺お聞かせください。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回支出しました委託料につきましては、草刈りとか芝生の管理というのがメインでございまして、今おっしゃるように手当てといいますかそういうのは含まれておりません。それで、樹木医にお願いをして診断をしていただいて、それでどういう方策が必要か、治療方法といいますか延命手法があるのか。多分それも一つの手だとは思っております。それで画期的に樹勢が回復するのであれば、それからまた経費をかけるというの

も一つの考え方だと思います。そこについては、木の様子を見ながら詳しい方に相談をして、樹木医に依頼をして調査をしてもそういう期待ができるかどうかも含めて相談をさせていただきたいと思っております。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 今、復興に向けて各団地がこれからできるわけですけれども、そこはそこなりに新しい桜の苗木を入れてそこから育てていくでしょうけれども、当町志津川は、あそこは特に歴史のある東山、桜で有名でございます。そういうものを残していくのも文化の一つだと思います。ぜひこの件については、あの公園を桜の名所として存続していくような努力をしてもらいたいと思います。以上、終わります。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 一つだけ言い忘れておりました。大分、木がまばらになってきたということで、震災後、木がなくなった部分については、町では出資はしておりませんが、民間の方のお力をいただいて木を植樹しているという状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 私も何点か伺いたいと思います。

130ページと132ページの負担金国道398号線と、同じく宮城国道協議会負担金の関連で、398号線と45号線が重なり合っている地区なんですけれども、折立の波の上がる場所なんです、その改良予定というか計画がありましたら伺いたいと思います。

あと、第2点目なんですけれども、132ページ、気仙沼・本吉地方三陸縦貫自動車道事業化促進の関連で、今年度中の志津川インター供用ということですが、私は再三聞いているんですけれども、現段階での見込みというか進捗状況を簡単でよろしいので伺いたいと思います。

あと、第3点目は133ページ、前者も聞いた公園費なんですけれども、この補正での減額分の理由と、あと現在管理している公園は2つだけなのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 国道45号線の黒崎付近の越波対策でございますけれども、昨年度調査をして設計をしたところまでは聞いておりますが、では具体的にいつから工事に入るのかというのはまだ決まっていないというようには聞いております。

それから、三陸道の供用開始でございますが、残念ながらまだ未定ということですが、どうしても年度の後半、年度末になるんだろうというふうには予想はしているところでござ

います。

それと、100万円の減額の理由でございますけれども、上の山公園、国道45号線の切り回しの関係で、昔の芝生があった部分を現在は芝生以外の用途に使っておりまして、芝生の管理の必要がないということで、そこは減額させていただきました。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 45号線の件に関しては、手前のパーキングのほうが大分できてきたんですけれども、その関連があるのかどうか。そのまま続いていくのかどうか。そのことを1点だけお聞きしたいと思います。

あと、三陸道に関しては未定ということで、大分できているみたいなんですけど、ちなみにことしじゅうはどうなのか。やっぱり今年度中なのかだけ伺いたいと思います。

あと、公園費なんですけれども、上の山の芝生ということでわかりました。そこで、将来的に公園費というのは、多分復興が終わった時点で大きくなると思うんですが、その件に関して、公園は今後どのような形でふえていくのか伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 黒崎付近で今やられておりますのが、海岸保全区域に指定されている部分の防潮堤でございます。ちょうど区域は、今工事しているまさにそのところでございまして、今委員がおっしゃる越波の部分というのは実は海岸保全区域に含まれていない部分でございます。漁港のほうに行きますとまた町が管理する海岸保全区域がございますので、そこに防潮堤の予定はございますが、ちょうどあの部分、100メートルちょっとでございますけれども、たまたま法の網がかぶっていないということで手つかずのままだということでございまして、今やっている工事が仙台方面にあのまま延伸をされるかということ、それはまた別でございまして、今やっている工事の施工は県が発注をしてやっている。それで、あれから仙台方面については国が直轄で工事をするということになりますので、そこは少し時間がかかるのかなと思います。

それと、三陸道の供用開始でございますけれども、今の状況ですと年内中はかなり厳しいです。通常、供用開始となりますと、やはりそれなりのイベント等も計画しなければなりませんので、今の段階でご連絡がないということは、今回登米市、それから南三陸を結ぶ道路でございますので、両方の市長さん、町長が開通式には出席しなければならないということを考えていきますと、年内中に両方のスケジュールを調整するのは多分無理だと思いますし、いまだに連絡がございませんので、間違いなく年度末になるんだろうと思います。

それと、公園でございますけれども、今回建設課として管理しますのはあくまで都市公園ということで、都市区画内の公園につきましては、いずれ完成後には土木費のほうで管理をする、要は建設課のほうで管理をするということになるかと思えます。

ただ、それ以外の防集団地にも、やはり公園がございます。そこがじゃあどこでということになりますと、またそこは確定しない部分もございますので、今後どこの課、どこのポジションの方が管理をするか、これから決めていくようになるかと思えます。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。山内昇一委員。

○山内昇一委員 132ページの道路維持費から1点お願いします。町道の融雪剤のことが先ほど課長より説明がありました。前年度よりも少なく維持費が済んだというお話も聞いておりますが、今回道路関係、町道ですけれども、維持管理も含めてこの委託料の中でどの辺を点検し、それからその業務に当たったのか。主なところを何カ所か、橋梁も含めてお願いします。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 維持費の委託料でございますけれども、一番上は除雪・融雪でございますので、そこは雪が降った段階で7センチメートル以上の積雪を観測したときにそれぞれ作業をするという内容でございます。

2つ目の道路管理業務でございますけれども、町内を4つのブロックに分けてございます。北から歌津、志津川、入谷、戸倉という4つの区域に分割をして、それぞれ建設業者と年間契約をしてございます。それで、緊急で、例えばちょっとした穴があいたとか、何か本当にすぐちょっとしたことでやれるものを、一々契約をしてそれから現場に行くということではなくて、あらかじめ工種について単価契約をしておいて、それで事案が発生した段階で業者のほうに連絡をして作業をしていただくと。それで、工事完了後に精算をするという方式でやってございます。ほぼほぼ各地区200万円程度の最終的な精算となっております。

それから、3番目につきまして、橋梁総点検業務ということで、橋梁に限らず建物もそうなんですが、長寿命化を図ると。アセットマネジメントということで、今それぞれの分野で携わってございますけれども、ここに載っていますのが橋梁と道路標識、それから街路灯の調査でございます。現在の状況、それから今後予想される修繕費等が幾らかかるかということをご調査してございます。橋梁については21基、道路の標識等が15基、街路灯が35基、それから道路構造物、橋台ののり面が長いところです。いろんな構造物が入っていますので、それが26カ所それぞれ調査をしているという状況でございます。

それで、26年度事業でございましたけれども、なかなか年度内に終了しなかったものですか

ら、明許繰越の中に1,360万円ほど計上しておりますが、その部分が点検費用の繰り越した部分の委託料でございます。

○委員長（後藤清喜君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 聞いてみますと、かなり細かくやっただいているということで、各地区むらなく点検あるいは工事をやっただいているということで大変ありがたいと思います。特に、近年道路もかなり傷みがあったりする場所があるんですが、そういったところも、このごろ改めて見ますと、かなりセンターラインなども光りまして、より道路らしく、あるいはいろんな地区からボランティアとか来ていますけれども、そういう方々もより安全に、また交通もスムーズに走れるといったことがあって大変いいとは思いますが。ただ、やっぱり老朽化している道路、あるいは狭隘の道路が多いものですから、橋梁についてはどうしても延命治療だけではなかなかできないところもあるようですので、そういったことも今後検討に入れてやってもらえばいいと思いますが。

話が飛んで申しわけないですが、融雪剤のことにつきまして、先ほど3,200袋ですか、そういった540万円というようなお話を聞きましたが、やっぱり季節がこれから冬に向かって、融雪剤等はなかなか想定できないところがあると思います。やっぱりこういったものは十分取りそろえて、今後の今年の冬にも備えてもらいたいなと思います。

ただ、防犯灯のことは前にもお話がありましたからわかりましたけれども、例えばカーブミラーのようなものは、点検とかそういった対象になってやっているのかどうか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 橋梁については、お話の趣旨はよく理解できるんですが、そもそもこういう調査をするというそのきっかけなんですけれども、数がかなり多いということで、それを今委員おっしゃるように全てかけかえるまたは改築をするというのは、財政的にこれは無理だと。これは国レベルでもそういう判断をしているようでございます。それで、なるべく今あるものを適正な管理をして長く使おうというのが趣旨でございますので、うちの町だけがそういう形で橋梁の改築とかというのは、なかなか今上げづらいといいますが、なかなか難しい状況でございます。そこはご理解をお願いしたいと思いますので。

それと、カーブミラーでございますけれども、実際カーブミラーにも対応年数というものがございまして、安全マニュアルもございまして、カーブミラーの裏側にシールが張ってございまして、製造月日とかそういうのが記載されてございます。余り古くなると見えなくなる

ので、基本的にそれを見て交換時期等々を計画していくということになるかとは思いますが。

融雪剤については、毎年の気候によって使用量がかなり違ってくるものですから、先ほど申し上げました例年ですと3,200袋前後の需用で、26年度は2,000袋で済んだということなので、なるべく早目にご準備はさせていただいておりますが、どうしても最初から3,200袋を購入して準備するとはいきませんので、一定数、1,000袋程度を当初購入して、それから使用状況に応じて補填しているという状況でございますので、その辺はご理解をお願いできればと思います。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、7款土木費の質疑を終わります。

次に、8款消防費、135ページから140ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） 8款消防費は135ページ中段からになります。

1項消防費なんですけれども、1目の常備消防費につきましては消防本部に係る経費でございます。この事務は気仙沼・本吉地域広域行政事務組合に共同処理しております。本町では構成団体として負担金を支出しております。消防職員の主な人件費44人分となっております。

それから、2目非常備消防費ですが、これは消防団の設置に要する経費でございます。歳出の主なものは消防団員の報酬、費用弁償や福利厚生費になります。なお、消防費につきましては、付表の105ページから107ページに記載されておりますので、ご参照願います。

続きまして、137ページになります。消防防災施設費の内容でございますが、これは消防車両、消火栓、防火水槽、防災無線に係る経費でございます。歳出の主なものといたしましては、需用費では消防車両の燃料費や車検整備費です。15節工事請負費では、防火水槽3基の設置、また石油ガス災害バルク等新設工事では、サウジアラビアからのLPガス協会などから民間の支援でライフライン確保のための施設として、入谷公民館に整備しました。備品購入につきましては、小型動力消防ポンプつき積載車1台、それからポンプなし2台を購入しております。負担金につきましては、消火栓2基分でございます。

続きまして、下段のほうの水防費でございますが、これにつきましては河川氾濫防止用の土のう等の購入費を計上しましたけれども、執行いたしませんでした。

その下、災害対策費につきましては、災害時の食料費等を計上いたしましたが執行しませんでした。

以上でございます。

○委員長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
（「なし」の声あり）

なければ、8款消防費の質疑を終わります。

次に、9款教育費、139ページから160ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） それでは、9款教育費の関係でありますけれども、1項教育総務費であります、予算額に対する執行率は96.4%であります。

1目教育委員会費でございますが、1節にありますように教育委員の報酬等、教育委員会の会議の運営に係る経費等であります。

次に、2目事務局費であります、前年度の決算額に比較して2,000万円ほど増額の決算となっておりますが、主な理由は職員の1名増による人件費の増とスクールバス、それからPCBの処理費の増額によるものとなっております。1節報酬に奨学生選考委員報酬がございます。これは、育英資金の貸付者の決定を行うに当たって選考委員会を開催いたしまして、候補者の選考を行っていただくものでございまして、平成26年度につきましては申請者16名に対して14人の方に新規の貸付決定を行ったところでございます。

次に、141ページになります。

13節委託料にスクールバス等運行委託料がございますが、これにつきましては小中学校7校全てにスクールバスを運行しておりまして、その所要額でございまして、16系統16台の運行委託料であります。全児童生徒の85%が利用しております。

続きまして、2項小学校費であります。予算額に対する執行率は96.1%となっております。

1目学校管理費であります、7節賃金に教員補助者賃金がございます。特別な配慮が必要な児童がいる場合に配置をしているものでございまして、小学校5校に合わせて16人の教員補助者を配置したところでございます。

続きまして、143ページであります。

13節委託料に志津川小学校改修工事設計業務等委託料がございますが、老朽化した志津川小学校の施設の改修、主にトイレ、給排水施設等の改修のための設計業務を行ったところでございます。

それから、2目教育振興費であります、145ページになります。20節扶助費に要保護・準要保護就学援助費がございます。経済的理由により就学困難な児童の保護者に対し援助をす

るものでございまして、小学校全体で377人に援助を行っておりまして、全児童の59.7%に当たります。

次に、3項中学校費であります。執行率は95.4%であります。1目学校管理費であります。小学校同様に7節において教員補助者の賃金がございます。中学校2校で4人分の賃金であります。

次に、147ページになります。

2目教育振興費の20節扶助費において小学校同様に就学援助費がございます。全生徒の62%になります227人に対して就学援助を行ったところでございます。

3目学力向上対策費につきましては、外国語教育の充実を図るために、主に中学校で英語の指導を行う外国語指導助手に係る費用でございます。アメリカ人2名を任用したところであります。以上です。

○委員長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） それでは、続きまして生涯学習関係の決算についてご説明申し上げます。決算書149ページ、150ページをお開きいただきたいと思います。

4項社会教育費でございます。こちらにつきましては、予算現額が1億1,314万9,000円でございます。支出済額が1億832万6,414円、不用額が482万2,586円ということで、執行率は95.7%となっております。また、前年度比較で申しますと平成25年度が1億848万7,453円でございますので、各目の間で多少の出入りはございますが、全体といたしましてはほぼ前年同額の決算ではないかというふうに思っております。

それでは、1目社会教育費についてでございますが、こちらにつきましては社会教育関係の人件費等が主なものでございますが、19節では生涯学習関係の各種団体への補助金等を支出しているということでございます。

次に、2目文化財保護費でございます。こちらにつきましては、文化財保護全般にわたる経費でございまして、地域文化の伝承や文化財保護に係る謝金等を支出しておりますほか、ページを進んでいただきまして152ページの最上段にございます修繕費につきましては、保護施設の修繕を行っているというふうなものでございます。なお、この目につきましては、平成25年度と比較いたしますと1,000万円ほど減額となっております。これにつきましては、平成25年度におきまして、伊里前にございます民俗資料館の修繕工事を行っているということでございますので、26年度につきましてはほぼ通常ベースの決算ではなかったかというふうに思っております。

次に、3目公民館費でございます。こちらにつきましては、公民館の運営及び事業実施に係る経費でございます。事業の費用につきましては、ほぼ前年と同額でございます。実施した事業につきましては、付表の113ページに詳しく記載してございますのでごらんいただければと思います。なお、15節工事請負費、決算書で申しますと153ページ、154ページでございますけれども、こちらにつきましては入谷公民館2階の内装の修繕を行ったものでございます。

次に、4目図書館費でございます。こちらにつきましては、ほぼ前年と同様の内容でございます。なお、昨年度末時点での蔵書数は2万600冊でございます、これは震災前の約69%まで回復したというふうな状況でございます。

決算書、進んでいただきまして、155ページ、156ページをお開きいただきたいと思っております。

5目生涯学習推進費でございます。こちらにつきましては、戸倉小学校で実施しております放課後送迎バスの出発までの間の見守りを行います放課後子ども教室事業の経費でございます、ほぼ前年と同様の額となっております。

次に、5項保健体育費でございます。予算現額が2億2,244万9,000円でございます、支出済額が2億1,734万1,234円、不用額が510万7,766円ということで、執行率は97.7%となっております。また、前年度比較で申しますと、平成25年度が2億3,054万5,252円ございましたので、平成25年度より約1,300万円ほど減額になっております。要因といたしましては、平成25年度におきましてはベイサイドアリーナの改修工事を行ってございまして、その減額が主たるものでございます。

それでは、1目保健体育総務費でございますけれども、こちらは保健体育に係る人件費等総務的な経費でございます、内容的にはほぼ前年と同様でございます。

次に、2目体育振興費でございますが、こちらにつきましては各種体育事業の事業経費に充てるものでございまして、スポーツ大会における審判員謝礼や上位入賞者への褒賞としての経費でございます。

次に、157ページ、158ページにお進みいただきたいと思っております。

3目社会教育施設費でございます。こちらにつきましては、社会教育施設の維持管理に係る経費を支出しているところでございまして、主な点を申し上げますと、11節需用費の修繕料につきましては、平成の森のエアコン修繕、野球場のピッチャープレートの修繕、ベイサイドアリーナのポンプ制御盤の交換等がございまして、いずれも経年劣化による修繕ということでございます。13節委託料につきましては、ベイサイドアリーナ及び平成の森の指定管理

料でございまして、こちらにつきましては消費税増税等によりまして前年、25年度より300万円ほど増加しておるところでございます。利用状況等の詳細につきましては、付表の116ページ、117ページに記載しておりますのでごらんいただければと思っております。以上でございます。

○委員長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 4目学校給食費でございますが、これは小中学校7校への学校給食の提供に係る所要額でございまして、1日当たり約1,160食を4人の町職員と8人の臨時調理員で調理を行ったところでございます。予算に対する執行率は97.5%となっております。以上です。

○委員長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 ページは、140ページ。課長から先ほど奨学生選考委員の報酬の説明がございました。それで、付表にも108ページにその記載がございます。一つは、16名の申し込みがあって14名の貸付決定ということですが、漏れた2名はどういう要因でいわゆる落ちているのか。それが1点。

それから、昨年度に引き続き、震災により流出データ、貸付台帳の復元に努めたと。昨年私は質問いたしました、その辺がある程度復元できたのかどうか。それから、今後復元の可能性があるのかどうか、その辺。

それから、社会教育費、150ページからございます。それで、付表を見ますと、これも先ほど課長の説明では芸術文化活動の推進と。以下、文化保護活動の推進と、それから図書館の充実とその活動の推進というふうにその成果等があるようでございますが、それで震災後の当町の復興、今後の芸術文化振興という観点から、従来いたと思うんですが、これは旧志津川町時代ですが、学芸員の設置。それから、図書館も六十何%、69%ですか、大分蔵書状況も回復しておるといふ状況からして、いわゆる司書の設置が必要ないのかどうか、どう考えておるのか教えてください。

○委員長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 1点目の育英資金の関係でございますけれども、選考に係る関係ですが、申請者に対して2名、貸し付けの決定を行わなかったことにつきましては、選考委員会の中でその申請世帯の家族の構成であったり所得の状況を踏まえて、やはり一定以上の所得がある家庭については不適切だろうという選考委員会での判断がございましたので、

その選考委員会の決定を尊重いたしましてそのような決定をしたところでございます。

それから、育英資金のデータの復元、台帳の復元の関係のご質問でございますけれども、震災以降、平成23年度からずっとこの作業は続けてまいったわけでございます。町の財務会計のバックデータ、あるいは金融機関からの情報、それからそれまでに担当していた方々からの聞き取り情報とかそういったものを総合的に集めまして、債務があるであろう、貸し付けを受けたであろう方々とさまざまな、文書であったり電話連絡であったりコンタクトをとってまいったところでございます。

その上で、平成26年度におきまして、その貸し付けを受けてまだ償還額が残っているだろうと思われる方々については、文書をお送りいたしまして、債務の額の確認の書類を交わしたところであります。貸し付けを行った後には、その返還に係る書類を交わしているわけですが、町のほうでも流失して、ございませんし、貸し付けを受けた方もその書類がないという方がほとんどでありました。そのことから、新たに債務の残債額、残額についての確認書類を交わすことを26年度において集中的に行いました。それで、結果として、ほぼ全体像は見えております。

具体的に申し上げますと、決算書のほうの392、393ページのほうに基金の運用状況についての資料がございますが、この中で前年度末現在高というのが、2番目基金の運用状況の表の右側になりますけれども、ここに件数が空白のままになっておりますが、現時点で確定ではありませんが把握している範囲では、貸付件数で100件、貸付金額で1億470万円ほどだろうということで今現在把握しております。それで、実質的な不明金については、おおよそ2,000万円であります。

○委員長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） ただいま司書、それから学芸員の配置についてということでお問い合わせいただきました。現状で申し上げますと、司書、学芸員ともプロパーとしては今発令してはいないという状況でございます。ただ、学芸員につきましては、他の自治体からの派遣ということで、今当課に1名おります。あと、もちろん発掘等もござまして、1名では到底足りない状況でございますので、特に埋蔵文化財の発掘などに関しましては、宮城県の協力を得まして発掘を行っているという状況でございます。

それから、司書につきましては全くいないという状況でございまして、本の貸し出し等については司書でなくても対応はできるんですけれども、本の選定ですとか、あるいは代表的なもので申し上げますと書籍をコピーしてくれというふうなご要望に対しては、司書がない

という状況の中で対応ができていないというふうなことになってございます。今後につきましては、ある種その必要な研修を受けることによってできるものもございますので、そういったもので対応していこうというふうなことで思っておりますし、それからあと、なかなか私の立場で人事全体を申し上げることは難しいものですが、そういった専門職についてぜひ配置をしていただきたいということで要望をしてみたいというふうに思っております。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 育英資金の関係ですが、そうすると全体で決算年度末現在高というのは、総体で100件、そして1億何がしという形になると。そのうち2,000万円が、いわゆる継続調査をしておるという部分なんでしょうか。それで、文書を送って債務の確認をしたと。そして、残債の確認をしたと。全体像が課長は見えたという形なんです、そうするとほぼ固まった形と。いわゆる債務者はそれを了として固まっておるのかどうか、その辺ですね。そうすると何か一件落ち着いたような感じですが、そういう解釈をしてよろしいのでしょうか。

それから、学芸員と司書。プロパーはいないということで、学芸員は派遣で補っておると。司書は別に貸し出し業務は問題がないと、今後研修で対応したいということで、教育長、お伺いたします。教育委員会の人事でございまして、これまでそういう必要性というか公募をする考えはなかったのか。それから、今後果たして、両職種でございまして、必要がないと、いわゆる今課長が答えた状況の中で充足というか補っていくという考えなのか。その辺教えてください。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） ご質問の学芸員及び図書館司書、これにつきまして、ご承知のように社会教育というのは大変裾野が広い分野でございます。したがって、それぞれやっぱり専門的な知識だとか技能を有した人材の配置というのは、私は必要であるというふうに感じております。それと同時に、やはり配置と同時に育成というか、育てるということも必要だと思っておりますので、この両面から私は取り組んでいきたいなと思っております。

○委員長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 育英資金の関係でございまして、説明がちょっと不十分なので改めてご説明させていただきます。

不明金と思われる2,000万円につきましては、これは貸し付けをした方のそのものの把握ができない分でございますので、現在のところこの部分についてのこれ以上の調査は難しいだ

ろうというふうに判断をしております。

それから、100件、1億400万円ほどの貸付金というお話でございますが、このうち確認書がとれていない分が3名4件含まれております。この分につきましては、その貸し付けを受けた方が町外にお住まいであって、あとは貸付者には保証人をつけていただいているのですが、家族の方とあとは家族以外のもう1名ということで2名の保証人をつけていただいているのですが、その家族の方とも今現在なかなか町内にいなくて連絡がとれていなくて、再三にわたって電話をかけたり、あるいはその確認文書も何度もお送りをしているのですが、今現在残念ながら連絡がつかないということで、その部分の確認がとれば最終的にこの分については確定額として整理をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 前後しますが、そうすると2,000万円について、これは何件なんですかね。これは全く何ともならないということなんですか。その場合どうなんでしょうね、副町長。前に税外収入で、いわゆる使用料等で私はお聞きしましたが、その委員会というか、滞納整理の委員会がございますね。そういう中でひとつこういう部分も検討していくという形も必要なんじゃないでしょうか。私から申せば、債権者がわからないと。何もわからないと。いわゆる全然とれないと。年限がたてば時効になるという話ではないかと思います。いたずらに整理をしないでおくというわけにはいかないと思うんです。

それから、その3名の確認ができていないと。これは何ですか、催告というか通知をやっても全然反応がないということですよ。そうすると、それも含めての話になるんじゃないでしょうか。

それから、学芸員、司書でございますが、教育長は必要だと。しかし、すぐには充足できないだろうと。したがって、研修等で育てていくという方法もあるのではなかろうかということだと思います。いずれここに記載がございますように、学術振興、あるいは図書館の充実という観点からは両職とも将来的に必要なになるのではなかろうかと私は思っておりますので、今後その設置というか要員確保に向けて努力してほしいと思います。以上です。

○委員長（後藤清喜君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） それでは、お答えしたいと思います。

前副町長もお話をしたと思うのですが、公債権あるいは私債権といったそういう区分があるようでございます。法律的に支障のない程度でそういういわゆる追跡ができないものというようなことについては、法に基づいて処分したいと、そういうふうに考えております。

○委員長（後藤清喜君） よろしいですか。ほかに。

では、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時07分 休憩

午後2時24分 開議

○委員長（後藤清喜君） 再開いたします。

今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 143ページ、教育振興費の中から図書購入費ということで、関連で司書について、私も若干伺いたいと思います。学校の図書室なんですけれども、保健室登校という言葉とか現状があるようですけれども、このごろ図書室登校、そういう言葉もちらほら聞かれています。そこでお伺いしたいのは、現在保健室登校の児童生徒がおるのかどうかと、あともし図書室登校等が可能になるならば、司書がないという中で何らかの形で実現する可能性があるのかどうか伺いたいと思います。

あともう1点は関連で、薬科大の医学部が来春開設ということで、それでお伺いしたいのは志津川高校の卒業生の中で医者になった人の数はこれまで何人ぐらいいたのか、もしつかんでいたら伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 今野委員の1つ目の質問についてお答え申し上げたいと思います。

保健室登校の子供につきましては、常時保健室登校という子はおりません。ただ、不登校の子供が学校に来て保健室に行くというケースは間々ありますけれども、いわゆる常時登校しているという子供はございません。

それから、図書室登校というのは、大変私はすごく予備知識がなくて、図書室登校というのは初めて聞いたんですけれども、図書室登校については少し勉強したいなと思っております。したがって、これに対する対応についてはちょっと現段階ではお話しできないところがあります。ただ、各学校には図書館のいわゆる司書教諭が配置されておりますので、その司書教諭が対応するという形になるかと思えます。

それから、2つ目の質問については、ちょっと私はその質問についてよく理解できなかったんですけれども、卒業生の中に医者ということでしょうか。（「医者になった人」の声あり）いいですか、失礼しました。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 志津川高校出身でドクターになった方、記憶によりますと2名だというふうに思います。

○委員長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 司書の関係ですけれども、学校に限ってのお話ですが、学校においては司書教諭が志津川小学校に4人、それから伊里前小学校に2人、名足小学校に2人、歌津小学校に1人ということで配置されております。教員の方で司書教諭の資格を持っている人数であります。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 図書室登校については、まだ教育長もあれしていないということなんですけれども、何らかの形で、例えば司書がない場合でも、私はちょっとわからないで聞くんですけども、スクールカウンセラーとか、ソーシャルワーカーとか、そういった方たちを何かうまいぐあいというか使って、何らかの形でそういうふうな図書室登校等が実現というか可能なるような方向にはならないのかどうか伺いたいと思います。

あと、卒業生で2人と。じゃあ私の中学の同級生も1人やっています、それで私がお聞きしたいのは、例えば来春から開設で、志津川高校を卒業する卒業生がそういった学部に進学する予定があるのか。もしくは、進学した場合に町で特別の奨学金等も検討できるのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 図書室登校の件なんでございますけれども、いわゆる図書室登校の対象となる子供がどういう子供なのかということが一つの問題だと。いわゆる不登校の子供たちが保健室登校と同じように図書館に行って、そしてそこで学習するという考え方でございますか。そういうことにつきましては、ソーシャルワーカーとかスクールワーカーの方々のご協力はもちろんのこと、学校でも十分対応できると思いますので、今後検討していきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） 当病院で医学生の奨学金制度がございます。それで、この規定の中では当病院に従事しようというふうな希望がある方に関しては貸し付けをするというふうな規定になってございますので、十分対応可能というふうに考えてございます。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 146ページ、20節扶助費、付表の110ページにありますけれども、要するに経済的に大変な家庭に補助をするということのようですけれども、これを見ますと震災関係の方も含めてということのようです。それで、今この数字が先ほどの説明ですと半分以上、小学校、中学校ともに半分以上のようなんですけれども、今後どのようになっていきそうなのかお伺いします。

○委員長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 就学援助の内容につきましては、いわゆる従前からの制度であります生活困窮世帯への就学援助のほかに、震災後に新たに震災によって被災した児童生徒への就学援助の制度ができました。この制度につきましては、26年度までの時限措置でございましたが、今年度単年度で延長の措置がなされております。それで、過般の復興庁の資料によりますと、これは国のほうからの補助事業になりますけれども、今現在は県を經由して県の補助事業という形になっていますが、今後国の直轄の国庫補助事業に切りかえをするようなことが来年度以降検討されているようなのですが、具体的にいつまでというところが示されておりませんので、被災に関する就学援助については今後どのようになるかちょっと見通しが今現在立っておりません。

一般の就学援助については、従前同様今後も続けていくこととなります。

○委員長（後藤清喜君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 被災に関して、まだ経済的に苦しい家庭は多いと思いますので、必要性はあるということでしょうか。あと、国でそれにかわる何か制度があれば、今後どうなるかはわからないということです。それで、この被災地の現状をやっぱりよく国に説明して、延長、続けるべきだと思います。いかがでしょうか。

○委員長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 財源的にも多額の財源を必要とするものでございますので、国の制度の動向を見きわめながら必要な対応をしてみたいというふうに思っております。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、9款教育費の質疑を終わります。

次に、10款災害復旧費から13款予備費まで、159ページから190ページまでの審査を行います。

なお、各担当課長の説明、順次、指名しませんので説明願います。

担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 159ページ、160ページをお開き願いたいと思います。

10款災害復旧費 1 項厚生労働施設災害復旧費 1 目民生施設災害復旧費でございます。この部分につきましては、ケアセンター、それから戸倉の子育て支援拠点施設の建設にかかわる関係予算でございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

主な支出といたしまして、15節工事請負費でございます。支出済額 3 億 5,500 万円支出をしております。内訳につきましては、備考欄をごらんになっていただきたいと思います。ケアセンターにつきましては10月末日の完成を目途に、それから戸倉の子育て支援施設につきましては、来年 4 月の供用開始を目指して現在工事をしているところでございます。

2 項農林水産業施設災害復旧費 1 目農業施設災害復旧費でございます。1,197 万円ほどの支出となっております。主なものといたしまして、昨年台風19号によりまして町内 2 カ所ほど被災を受けてございます。田の浦地区、それから宮方地区のそれぞれ農道水路が被災をしております、その部分の災害復旧費に係る部分でございます。15節の工事請負費、残念ながら工事につきましては年度内の完成ができなかったことから繰り越しをさせていただいているところでございます。それから、19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、東日本大震災で被災した農地の災害復旧事業、県営事業でございますけれども、その負担金でございます。

2 目林業施設災害復旧費でございます。これにつきましても、昨年の台風19号により被災した林道 3 路線でございますけれども、それに係る事業費支出でございます。15節工事請負費、これも年度内に完成ができませんでしたので繰り越して施工しているところでございます。これにつきましては、既に完成しているところでございます。

3 目漁港施設災害復旧費でございます。不用額が38億円ほど発生してございます。これにつきましては、漁港建設費の中でもご説明申し上げたとおり、主な不用額の発生原因につきましては防潮堤の建設に係るものでございます。災害復旧事業につきましても、平成27年度まで、当初全て終了するという事で進んでおりましたので、それぞれ国のほう、それから県のほうと相談をいたしまして予算の配分を受けていたところでございます。しかしながら、種々の事情によりまして建設まで至っていないということでございまして、工事請負費、それから用地取得費等で不用額等が発生してございます。この分につきましては、24年に計上した部分が主でございまして、明許、事故ということで繰り越しさせていただきました。し

かしながら、さすがに4年目はない、事故繰越までできましたので、今回一旦不用とさせていただきます。新たに予算の要求をさせていただいているところでございます。

3項公共土木施設災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費でございます。これにつきましても、約3億9,000万円ほどの不用額が発生しているところでございます。土木施設の災害復旧事業につきましても、単独で行えるものについては全て完了しております。現在残っておりますのが、防潮堤、それからバック堤と調整が必要なものということで、残工事がございます。今回付表の131ページをごらんになっていただきたいのですが、主に2級河川に係る橋梁の災害復旧工事に係る委託でございます。バック堤等々の調整が期間内に終了しなかったということで、これにつきましても平成24年に発注した工事でございます。事故繰越まで引っ張ったんですが、3年間で最終的な結論は出なかったということで、一旦契約を解除したということで不用額が発生してございます。それに伴いまして、工事費も2億8,000万円ほどの不用額が発生したという内容でございます。

次ページ、河川災害復旧費でございます。これにつきましても、単独で行えるものについては既に完了しております。残っておりますのが防潮堤に係る河川の復旧でございます。基本的には防潮堤と一体のものでございますので、今回期間内の発注がかなわなかったということで不用額とさせていただいているところでございます。一部、15節工事請負費の中で470万円ほどの支出をさせていただいておりますが、これにつきましてはやはり昨年の台風19号におきまして、町管理の河川が被災しておりますので、単独事業で復旧したところでございます。

○危機管理課長（阿部明広君）　続きまして、4項その他公共施設・公用施設災害復旧費1目消防防災施設災害復旧費でございますが、これは防災行政無線の災害復旧工事のうち、屋外支局3基分の復旧に関する経費でございます。詳細につきましては、付表の132ページに掲載されておりますのでご参照願います。

○建設課長（三浦 孝君）　続きまして、2目庁舎災害復旧費でございます。ご存じのように本庁舎、それから歌津総合支所につきましては、昨年度から基本設計に取りかかっております。年度内完成が無理でございましたので、繰り越しをさせていただいているところでございます。本年6月末をもって基本設計が終了し、現在詳細設計に入っているところでございます。13節委託料がその部分に係る設計委託料でございます。

5項文教施設災害復旧費1目公立学校災害復旧費でございます。戸倉小学校の建築に係る費用でございます。これにつきましても昨年着手しまして、8月いっぱい末日をもちまし

て工事が完成したということをごさいますして、昨年度支払いに係る部分の支出を今回計上させていただいているところをごさいます。

次ページをお願いいたします。

2目社会教育施設・保健体育施設災害復旧費でございます。主なものとしたしまして、戸倉公民館の復旧工事に係る委託料を支出してございます。13節委託料でございます。これにつきましても繰り越しをさせていただいておりますので、26年度支出は530万円というふうになってございます。それから、15節工事請負費でございます。魚竜化石の災害復旧工事ということで、管の浜漁港にございました魚竜館につきまして災害復旧工事を実施させていただいているところをごさいます。

○総務課長（三浦清隆君） 11款公債費ですけれども、決算対比で0.4%の微増という形になりました。現在高につきましては付表にございますけれども、前年度末で93億9,000万円ほどでございましたが、本年度、26年度末で95億5,000万円となりまして、1億6,000万円ほど現在高は増加しております。今後の地方債の借り入れの状況にもよりますけれども、今のところ公債費のピークは平成28年度と見ております。

○企画課長（阿部俊光君） 続きまして、12款の復興費でございます。この科目は復興事業を進めるために新たにつくられました。支出済額、今年度は330億円でございます。昨年と比べますと20%ほど増額になってございます。以下、担当課長リレー方式で説明をさせていただきますが、私がまず1目から、復興の管理費、これは人件費等の総務的経費でございます。

ページをめくっていただきまして、2目地域復興費、これは復興の基金を財源といたしまして、主にソフト事業を中心に使ったものでございます。備考欄をごらんいただければわかりかと思いますが、13節委託料から19節負担金補助、生涯学習関係、あるいは太陽光、上下水道事業等々使っております。また、20節には子ども医療費助成関係でございます。

171、172ページ、3目復興推進費でございますが、これも基金を財源とした支出でございます。13節委託料、Jアラート、あるいは潮位観測関係、それからページをめくっていただきまして174ページ、備品あるいは補助金として集会所あるいは福祉関係への補助をしてございます。私のほうは以上でございます。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 続きまして、4目被災者住宅再建支援事業費でございます。この科目は、自己資金による個別住宅再建者に対しまして、町単独事業補助金として支出をしたものでございます。負担金補助及び交付金ということで1億2,400万円ほど支出してございます。交付件数は103件分を支出してございます。内訳につきましては、付表の137ペ

ージをごらん願いたいと思います。

○上下水道所長（及川 明君） 続きまして、2項復興衛生費1目の低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業でございます。この事業につきましては、震災で被災しました住宅などの再建にかかわる浄化槽整備におきまして、従来型より消費電力が低減されている浄化槽を設置する際に補助金として交付するものでございます。25年度と比較しますと、支出額で11.7%の増となっております。件数につきましては、26年度におきましては121件、付表の143ページに内訳を記載しております。ご参照いただければと思います。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 次に、3項復興農林水産業費1目農山漁村地域復興基盤総合事業費でございます。これにつきましては、支出済額が約1億6,000万円ほどでございます。これにつきましては圃場整備事業に係る5地区分の所要の支出額となっております。付表144ページのほうに詳細を掲載しておりますのでご確認お願いいたします。

○産業振興課長（高橋一清君） 続きまして、175ページ、2目水産業共同利用施設復興整備事業費でございます。支出済額25億円で、執行率約52%という状況でございます。震災により被災いたしました水産関係施設の復旧復興事業でございます。事業の内容といたしましては、小森のふ化場の整備、それから塩水取水塔、それから新しい市場、それから水尻のふ化場に係る設計並びに工事請負費となっております。工期の関係で2カ年度にまたがるという都合から明許繰越額が大きくなってございます。ご理解頂戴したいと思います。負担金のところにつきましては、水産加工施設の整備事業、これは民間の8分の7助成にかかわる補助金でございます。以上です。

○建設課長（三浦 孝君） 3目漁業集落防災機能強化事業でございます。被災をした漁港背後集落の整備に係る予算でございます。主なものは13節委託料でございます。23漁港に係る集落のそれぞれ避難道であったり、水産関連施設用地の整備の委託料でございます。

次に、4目漁港施設機能強化事業でございます。町内4港の物揚げ場の背後地のかさ上げ工事をしたものでございまして、詳細につきましては付表の146ページをご参照願えればと思います。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 5目被災地域農業復興総合支援事業費でございますけれども、これにつきましては板橋、泊浜、田表、西戸川、在郷等におきましての農業用施設、それから機械等の整備ということになってございます。詳細につきましては、付表の144ページに記載しておりますのでご確認お願いいたします。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 同じく177ページ、178ページ中段になります。4項復

興土木費 1 目道路事業費でございます。防集団地に接続します道路整備に関する経費を支出したものでございます。主なものは、13節委託料で志津川地区の復興拠点連絡道路の造成や防集団地の高台接続道路に係る測量調査委託料などを支出したものでございます。15節工事請負費につきましては、防集団地高台接続道路 4 路線の工事請負費として支出したものでございます。17節公有財産購入費、22節補償費につきましては、復興拠点道路連絡道路、高台避難道路接続道路の用地買収費、立木補償費として支出したものでございます。

次のページ、179ページ、180ページをお開き願います。

2 目災害公営住宅整備事業費でございます。災害公営住宅整備に関する経費を支出したものでございます。主なものは、13節委託料で志津川地区の災害公営住宅の用地造成や伊里前、戸倉住宅建築業務の委託料、そのほか測量業務委託料などを支出したものでございます。17節公有財産購入費、22節補償費につきましては、完成しました 3 団地の災害公営住宅の取得購入費、そのほか災害公営住宅整備用地の用地買収費、立木補償費として支出したものでございます。詳細につきましては、付表の157ページを参照していただきたいと思います。

次に、3 目がけ近等危険住宅移転事業費でございます。これにつきましては、個別移転者への借入利子相当額等の補助金として国庫対象分 5 億 5,400 万円ほどを支出したものでございます。平成 26 年度は、件数として 184 件の交付を行ってございます。詳細につきましては、付表の 158 ページをごらんいただきたいと思います。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 続きまして、4 目津波復興拠点整備事業費でございます。支出額 20 億 100 万円ほどで、執行率 97.1% でございます。この場所につきましては、志津川 3 団地のうち東団地の東工区、西工区、志津川中央団地が該当となっております。支出の主なものとしまして、13節委託料ということで 15 億 3,492 万円ほど、これは土地の整備の費用でございます。それと 17節公有財産購入費でございます。こちらも土地の購入費でございます。22節補償費、立木等の補償費でございます。

続きまして、181ページ、182ページをごらんください。

5 目都市再生区画整理事業費でございます。こちらにつきましては、低地部の区画整理に係る事業費ということでございます。主な支出内容としましては、13節委託料といたしまして 2 億 9,000 万円ほど、17節公有財産購入費としまして 3 億 5,000 万円ほど、土地の購入費でございます。22節補償費としまして 6,300 万円ほど、電柱の移設等の補償費でございます。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 続きまして、6 目防災集団移転促進事業費でございます。防災集団移転事業に係る経費を支出したものでございます。主なものとしましては、13

節委託料で防集団地の事業変更計画や開発許可変更申請書類作成委託料のほか、志津川防集団地の造成費などを支出したものでございます。次に、15節工事請負費でございます。志津川市街地を除く防集団地13団地の工事請負に係る完成払いなどを支出してございます。工事の概要につきましては、付表の149ページをごらんいただきたいと思ひます。

次のページ、183ページ、184ページをお開き願ひます。

17節公有財産購入費、22節補償費につきましては、防集団地用地の用地買収費、防集藤浜団地の集会所の買取り、被災もと地の買取り、支障電柱移設費用などを支出してございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、防集団地に住宅の移転、それから災害公営住宅に移転した方に対しまして住宅再建に係る借入金の利子相当額などを補助したものでございます。交付件数につきましては、96件の交付を行っております。詳細につきましては、付表155ページをごらんいただきたいと思ひます。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 8目都市公園事業費でございます。13節委託料としまして、祈念公園の基本設計、詳細設計を実施してございます。

○企画課長（阿部俊光君） 7目都市防災総合推進事業が抜けまして、大変失礼いたしました。これは53万6,000円の執行で、復興計画の推進会議に係る費用でございます。年間7回開催させていただきました。以上です。

○生涯学習課長（菅原義明君） それでは、次に5項復興教育費でございます。復興教育費につきましては、支出済額1億3,300万円ほどということございまして、執行率については98.9%というふうになってございます。

1目埋蔵文化財発掘調査事業費でございますけれども、こちらにつきましては復興事業によりまして町の遺跡等に関する土地の発掘調査に係るものでございまして、道路の造成ですとか、あるいは西戸地区の圃場整備の用地などについて調査を行ったものでございます。

○教育総務課長（佐藤修一君） 次に、2目学校施設環境改善事業費でございますが、これは志津川中学校の屋根の改修及び非構造部材の耐震化のための工事を行ったものであります。

○企画課長（阿部俊光君） 185ページをお開きください。6項効果促進費でございます。総額12億4,000万円の支出でございます。私のほうから各目につきまして一括して説明をさせていただきます。

この効果促進、国の基幹事業に対しまして一括して配分されるという趣旨のものでございまして、各課、各般にわたって事業が行われているということをもつてお話をさせていただきます。

1目から3目までごらんいただきたいのですが、当町、現在基盤づくりが中心であるということから、それを行うための設計あるいは測量、土地の鑑定、各種調査、コーディネート等の費用がここで使われているというところでございます。

4目の被災者へのコミュニティバス、このとおりバス事業の運行経費で、これは登米市、町外に行っているバスの費用でございます。

5目につきましては860万円、復興関連アーカイブ。これは町がブログを立ち上げておりまして、その経費でございます。

6目につきましては、土地の登記等の費用。

ページをめくっていただきまして187ページ。

7目、これは都市区画整理事業の用地整備委託。高台から低地部に土を運んでいくんですけども、その運んで行った先の瓦れきの撤去費用ということで、9,990万円ということでございます。

8目復興地域づくり加速、これは執行額ゼロ円ということで全額不用となっておりますが、支障物件等の補償の関係で予算を措置したものであります。この後、担当課長よりこの理由につきまして補足をすることになっております。

9目飲用水供給施設、これは東の東団地を造成しているときに、その団地の外に水を出すと、排水対策事業ということに使わせていただいております。

それから10目、これは外国人観光客受け入れ、いわゆるインバウンド事業でございます。

11目、防犯灯の設置工事600万円。これは防集団地に設置させていただきました。17団地、140本ほどでございます。

次、12目が農業用の機械の購入ということで350万円執行でございます。

21目、地域資源活用型の委託料でございますが、これはネイチャーセンターの調査の繰越分でございます。

7項復興民生費、これは戸倉保育所の子育て支援センターの設計に係る繰越分の執行ということでございます。

○管財課長（仲村孝二君）　続きまして、先ほどありました8目の復興地域づくり加速化事業の中で3,070万円の不用額が生じた詳細説明をさせていただきます。

通常、一般的な公共事業といたしましては、例えば事業用地内にあります支障物件についても物件移転補償という形で補償費を支払って、その費用をもって物件をどけていただくわけなんですけれども、区画整理事業につきましては一部ちょっと特殊な補償がありまして、区

域内にあります支障物件を一旦区画整理区域外にどけていただいて、区画整理の事業が終わった時点、つまり換地が完了した時点で再度同じような、同じところにもう一度物件を持って帰ってきていただくというふうな現地換地というふうな補償形態があるわけなんです。それで、今回ここで不用額を出しました分につきましては、今申しましたように現地換地の対象になる補償でございました。当初、区画整理の22の補償費と、こちらの8目の効果促進と両方で予算執行上どちらが適当かということがわからなかったので、一応一般の22補償費と8目の効果促進、両方で予算措置をさせていただいたと。その後において、復興庁のほうに照会をかけて、年度末ぎりぎりに復興庁のほうから通常の22補償費で執行するよというふうな指示を受けたために22で補償させていただきました。その結果、効果促進の分で上げた分については、補正予算での措置というのが期限的に間に合わなかったというふうな結果になりました。

以後、このような予算執行上の問題を残さないように、適正な予算執行に心がけますので、よろしく願いいたします。

○総務課長（三浦清隆君） 最後、13款予備費でございます。26年度は約1,600万円の充用でございました。前年が4,300万円ぐらいでございますので、充用額はマイナス63%ぐらいということで、少ない充用で済みました。主な充用内容でございますけれども、昨年10月14日に発生した台風19号の災害復旧の必要財源として充用した内容でございます。以上でございます。

○委員長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
三浦清人委員。

○三浦清人委員 161ページ、漁港の災害復旧復興費みたいな形なんですけど、どの漁港も壊滅状態になりまして、防波堤、あるいは荷揚げ場、船揚げ場等々の事業が控えているわけでありまして。その地区によって、防波堤が先、あるいは荷揚げ場が先だと、あるいは船揚げ場が先だと。その地域によって、いろいろとその工事の順番が異なるんだらうというふうに思っておりますが、また仕方のないことだらうというふうに思います。

それで、一気にやるわけにもいきませんので、その地域の優先順位といいますか、地元の方々とは協議をして、そして業者、役所のほうで段取って進めているわけでありまして。全地区もそうでありまして、特に石浜漁港の関係はいろいろと問題になる箇所が多くて、どれから手をつけるかということで、執行者といいますか、担当課は頭を悩ませているのは存じ上げておるところでありまして、よく地元のほうの契約会等々、いろんな話があるかと思うの

で、よくその話を聞いて、地域の方々が作業、漁港の利用をしやすいようなやり方をしていたきたいというふうに思いますが、その辺の考え方です。現況、現状、考え方、計画、どうなっているのか。わかる程度でよろしいですからお話をしていただければと思います。

次、185ページになりますかね。市街地の公有財産、換地、いろいろとあるんですが、買い取り価格なんですが、その価格というのは不動産鑑定士を依頼してこの地区は坪幾ら、この地域は幾らということで大体の目安が出るわけでありまして。そういった中で、その近辺といいますが、不動産鑑定士が査定した額のとおりにお買いになっているのかということなんです。単価の違いはいろいろとあると思います。例えば、鑑定士が坪1,000円だとなったときに、1,000円で購入したところもあるでしょうし、あるいは何らかの事情があつて1,050円になる可能性だってあるわけですよ。その辺の開きというのはどういう状況なのか。実際に不動産鑑定士が打ち出した価格で、同じ価格で全部買っているのかどうかということなんです。いかがでしょうか。

○委員長（後藤清喜君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） おっしゃっているのがもうひとつ、ばしっとのっているかどうかわからないんですけれども、石浜のほうでもうちょっと北東のほうですか、そちらのほうで今防波堤の工事、かさ上げ工事をやっています、その隣に被災以前から物揚げ場、船揚げ場の工事を着手していて途中で終わっていると。それで、災害復旧自身も、前面のあの場所を何というかわかりませんが、前面のところだけが災害復旧の対象となっているということで、今それをやってしまうと、どうもそれだけではすぐにまた波で潰れてしまうだろうというふうなお話がありまして、それで現在この前から後ろの物揚げ場のほう、あるいは船揚げ場につきまして、一般の事業とあわせてできないかというふうなことで水産庁のほうと、あるいは県等を通じて水産庁のほうとお話をしていると。この前ちょっと追加の要望のお話がありましたので、今からでもとりあえず出してみるかということで書類を出させていただきました。というふうな状況であります。そこまで、この話でよろしいんですか。とりあえず、私がわかっているのはそこら辺のところでありまして。

○委員長（後藤清喜君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 復興事業に伴う用地買収の土地の価格の話についてのご質問に対して、委員のほうからおっしゃっていますのは、不動産鑑定士が作成しました鑑定書の鑑定額に基づいて買収単価としているのかというふうなお尋ねだと思いますので、通常我々は、不動産鑑定士から提出された鑑定書につきましては、あくまでも土地の比準作業の参考資料と

しての位置づけをしております。それで、具体的な価格につきましては、別途東北地区の用地対策連絡協議会のほうから示されています土地の評価基準の調書の作成に基づいて、具体的に南三陸町内における状況類似の同じような土地の取引事例をもとに比準作業を行って価格を出すと。それで、我々が出した価格と鑑定価格を対比して、安いほうの価格を買収価格として決めておるとというのが現状の扱いです。

○委員長（後藤清喜君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 担当参事ですか、違うのかな、名称。説明を受けたように、地元の方々、復旧と別な事業の工事を一体化で進めていただきたいという要望が強いわけでありましてね。また、従来のやり方ですと、また低気圧なりあるいは台風が来ると壊れてしまうので、ぜひその辺は合併といいますか、同じ事業の内容でやってもらいたい、一括事業でやってもらいたいという要望がありますのでね。お話を聞きますと、水産庁のほうに申請を出しているところだというようなお話ですが、町長、ぜひ水産庁、復興庁、足を運んでもらって、石浜地区のことですから。ぜひ行って、この事業が成り立つようにやっていただきたいというふうに思います。

それから、土地の買い上げの単価ですが、いろいろと交渉するに当たって、あるいはお話しするに当たって、単価はいろいろ出てくるでしょうが、平等に、できれば平等に。よくごね得とか、言葉が悪いですけれども、2回までは頑張ってお케이をしないで、3回目に来れば値段が上がるんじゃないとか、いろいろとあるんですね、土地の交渉という。それから、人を見て単価が変わってくるとなると、これは問題になってくるわけですからね。そういうことがないように、後でいろいろと調べればわかることでもありますからね。ぜひ、役所というのは住民の方々には平等にやらなければならないですよ。きょうのところはこの辺にしておきます。その辺の考え方、進め方、どうなのか。

○委員長（後藤清喜君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 委員ご指摘のとおり、土地の交渉時点で我々のほうで条件をのむということになりましたら、用地買収の基本原則である公平の原則が完全に崩れてしまうような結果になりますので、これは最低限用地マンとして守らなければならない事項というふうなことで職員に徹底しておりますので、今後もそのようなことがないように努力いたします。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 付表のほうから2点ほど伺います。169ページ、まちづくり総合コーディネー

ト事業ということで、復興状況の見える化に取り組んだとありますが、こういった形の見える化だったのか。

あともう1点は、その下の復興まちづくり協議会運営支援業務ということで、志津川地区、あと伊里前、戸倉地区ということがありますけれども、こういったところに委託をしたのか。そしてあと、こういった協議会の開催状況をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 簡単に復興見える化というところよりも、まずまちづくり総合コーディネート事業2億7,000万円という部分につきましては、よく役場の中で委員さん方もごらんになるとと思いますが、PMCと言われる集合体、あるいはUR、さまざま復興事業を進めるに当たって膨大な事務量をバックで支えるという観点からお願いをしているわけです。その中の一つに、復興見える化ということで現場の写真を撮っていただいたり、あるいはそれをホームページに上げるための材料をそろえたりというようなことで、あと進捗率を団地ごとにはかったりというような作業が、この総合コーディネートの中のごく一部になるということでございます。

その下のまち協さんの運営という部分についても、そういった方々がお入りになって、その地域ごとに受け持ち分担を持ってやっているというところなんです。ちょっと具体的に開催回数は、それぞれの地区ごとに月1回ぐらいやっているのかなとは思いますが、そういったところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今、見える化ということで課長の説明がありましたけれども、実際、例えばこの復興計画の具現化ということがありますけれども、今現時点で、例えば市街地の完成の青写真というんですか、そういったものはどこに行けば見られるのか伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 市街地ならず、それぞれの課で防集、あるいは災害公営住宅、志津川のまちづくり、伊里前、あるいは道路、河川、それぞれの課でやっておりますので、どの課に行けば全てを見られるということではなくて、必要があればその課ごとに詳細な資料があると思いますので、そちらに出向くのが一番いいのかなと。ただ、当課のほうで全体的な復興事業のコントロール調整をしているということもございますので、大枠では当課のほうでご案内はできるかなと思っております。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員　そういった感じで具現化をしているんでしょうけれども、私がお聞きしたかったのは、例えば復興が終わった後のその形がどのような形に復興が終わるのかと。そのある程度の青写真というかそういったものはどこに行けば見られるのかと、そういう質問の趣旨でしたので。結構皆さん、毎日のように、例えば市街地も土が移動なって、将来この部分がどういうふうな感じになるのかと、その大枠の何というんですか、青写真というかパースみたいなものは見られるのかどうか。そうしないと、何か毎年毎年というか、年度ごとにやっているんで、どのような形に町ができてくのかと、そういう復興状況及び具現化が見られるのかということだったので、見られるのかどうか伺いたと思います。

○委員長（後藤清喜君）　企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）　防集等の高台につきましては、いろいろなパネルが張ってあるのでそれはごらんいただけるかと思えます。志津川の市街地、区画整理事業の完成形という部分についてのパネル、あるいはパースで見たいというようなことなんですけど、正直申し上げまして現在そこはつくっておりません。それで、換地の作業という最終的な作業がまだ終わらないということもございますので、（「区画整理審議会」の声あり）審議会等にかけて、土地の権利関係がはっきりした上で、余裕を持って、この辺にはこういったものというようなものを年度内にはちょっとつくっていききたいなという構想は実は持っておりますので、現段階では志津川の市街地がこうなりますよという完成予想図をお見せするという段階にはございません。

○委員長（後藤清喜君）　今野雄紀委員。

○今野雄紀委員　わかりました。それでは、実際、例えば今の時代ですと、簡単にではないんでしょうが、3Dのプリンターみたいなものでこの模型なようなものでもあればわかりやすいと思ったのですが。ちなみに、商店街の入り口にあるインフォメーションセンターのようなところにでもそういったものを置ければ、将来的なまちづくりのこの町の形態、道路がどこを通って、どういった商店街にあらかじめなるかという、そういうところを今の段階で示せないということは、大分大変な状況だと思いますが、どのような形なのかもう一回だけ伺いたと思います。

○委員長（後藤清喜君）　企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）　一部、3Dの何というんでしょう、今はやりの眼鏡をかけると立体的に見えるというようなことも実は検討しているんですけど、いずれ懐ぐあいとの相談もございませぬので。

それから、商店街にある、あそこはURさんのインフォメーションセンターだと思うんですけども、当然そういったところを有効活用するということは必要だと思っております。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 3Dの眼鏡じゃなくて、私は3Dのプリンターでよりリアルな形のあいったものが示せないのかなという思いでしたので、一応もう一度お聞きします。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ジオラマのようなものだとは思いますが、さらに私はそのリアルに見えるそういうものをできないかということを検討しているということでお話をしたつもりです。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、10款災害復旧費から13款予備費までの質疑を終わります。

以上で、歳出に対する質疑を終わります。

これをもって、一般会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明18日、午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明18日、午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時25分